

昭和二十九年七月

海外経済事情

目次

一、概況

二、米國經濟の動向

(1) 財政金融情勢

(2) 景氣動向

(3) 対外關係を繞る動き

三、西欧諸國

(1) 欧州支払同盟(EPU)の最近の動向

(2) 通貨の交換性回復に関するOECE閣僚會議

(3) 英國——貿易・金融事情と統制解除

(4) フランス——インドシナの休戦とマンデス・フランス内閣の新經濟政

策

(5) 西ドイツ——輸入手續の簡素化と賃上げ要求

(6) イタリア——一般經濟事情

四、共產圏諸國

(1) ソ連——五カ年計画本年度上半期実績と東西貿易

(2) 中共——貿易交渉の進展と上半期の建設、生産状況

五、東亞及び東南アジア諸國

(1) 一般情勢

(2) 韓國——米韓會談、日韓通商問題

(3) 台灣——外人投資條例の制定、米國の援助額、上半期貿易状況

海外經濟調査(下) 昭和二十九年七月

(4) 香港——上半期の貿易動向

(5) フィリピン——最近の米価問題

(6) マレー——シンガポールの最近のゴム事情

(7) インドネシア——日本の対イ輸出制限とインドネシア中央銀行の金・

外貨減少

(8) インド——貿易事情、貯蓄計画等

(9) パキスタン——木年下期輸入許可方針

(10) セイロン——世銀よりの初借款

六、濠州——一九五三—五四年度貿易状況

一、概況

ジュネーヴにおけるインドシナ休戦交渉は紆余曲折の末遂に妥結、二十一日正式に休戦協定の調印を見た。去る四月末ジュネーヴ會議が開催されてから三カ月、この間朝鮮統一問題については遂に解決を見るに至らず討議は打切られたが、インドシナについては一九四六年以来八年にわたる戦乱に一応の終止符が打たれた。伝えられる休戦条件によれば最も問題となつた軍事境界線については北緯十六度線と十七度線の間を走る一線と定められ、さらにインドシナ政治問題の解決について一九五五年七月二十日から一九五六年七月二十日までの間においてヴェトナムの統一のための総選挙の実施、ラオスおよびカンボジアの中立化等が定められている。これにより漸くインドシナ問題は平和的に処理されることとなり、更にソ連は欧州安全保障會議の開催を提案するところがあつたが、他面自由主義諸國陣営では予て米國の提唱する東南アジア条約機構の結成促進の氣運を生じつつある。すなわち二十一日の記者会見でアイゼンハワー大統領は「米國は東南アジアにおける共產主義勢力の直接または間接の侵略を阻止するため、集団防衛機構を速かに結成するため他の自由諸國と現に協議を進めている」と言明、東南アジア防衛機構結成のための會議は九月初旬極東で開催の予定と伝えられる。なお中近東における二つの紛争、すなわち英・エジプト間のスエズ運河問題、イラン石油問題も解決を見せようとしている。スエズ運河地帯からの英軍撤

退に關する英国とエジプトとの長期にわたる交渉は遂に妥結、二十七日兩國代表の間で予備協定の調印が行われ、英軍は七十数年振でエジプトの領土から撤退することとなつた。またイラン石油問題も近く解決を見込まれており、中近東をめぐる国際情勢も新たな段階に移りつつあるやに見られる。

インドシナ休戦の市場への影響についてはすでに多分に織込済であり、錫相場が少々弱気配を示したほかは今のところ差したる動きも見られないが、休戦を背景として東西貿易拡大の気運は急速に濃化しつつあり、すでに六月末中共通商使節團が英国を訪問、また二十六日英商相の下院における言明によれば、米英兩國は中共を除くソ連圏への戦略物資輸出緩和を十六日より実施することとなつたといわれている。さらに来る十月にはE C Eによる東西貿易會議が開催される予定であり、フランスのマンデス・フランス新首相の経済政策にも東西貿易拡大の問題が重要項目として盛り込まれている由伝えられる。

米國經濟の動向は夏期休暇期に入り季節的に生産減を示した部門も見られるが、在庫の調整はかなり進捗し小売販売高は若干年の上昇傾向を示し、引続く建築支出の好調、株式市場の活況等三、四月頃に比しとみに安定を示し、漸く懸念された螺旋狀的な景気下降を伴うことなく正常な經濟活動水準に復帰したとの見方が強まりつつある。

英國の金ドル準備は月中若干減少したが、これはE P Uの更新に基づくE P U關係既存債務の一部支払に基因するもので、右の支払額を除外すれば九五百万ドルの黒字となり引続き好調を維持しており、西ドイツも貿易は好調を持續、金ドル準備も増加の傾向にある。

一方インドシナ休戦に成功したマンデス・フランス首相の当面する課題は經濟の再建であるが、その經濟再建計画は二十九日漸く完成し、来る八月初旬議會に

提出されることとなつてゐる。本改革案は、従来の改革案と根本的に異なり極めて現実的なものとなつてゐることが特徴でその目標はフランス經濟の自立性の確立、国民生活水準の向上、企業整備、労働条件の改善等にありとされている。問題はインドシナ停戦による米國援助の停止であるが、これに対しては輸出の増進と同時にある程度の耐乏生活の必要性が強調されている。

なお七月十五、十六の両日ロンドンにおいて通貨交換性回復問題討議のための關係國閣僚會議が開催せられ、交換性回復の場合各國共同して採るべき措置として貿易自由化の推進、欧州基金の設置等の方針が決定せられた。交換性回復の時期についてはまだ討議せられず、また未検討のままに残された事項も多いが、それらについては引続き各國間において検討が進められつつあり、今後の展開には注目を要する。

二、米國經濟の動向

(1) 財政金融情勢

六月三十日をもつて終る一九五四會計年度財政収支実績は、歳入六四六億ドル、歳出六七六億ドル、差引歳入不足三〇億ドルと発表された。これを一月の予算教書における推定に比すれば歳入は法人超過利得税の撤廃、個人所得税の軽減、一部消費税の引下げに加え、景気後退をも反映して三〇億ドル下廻つたが、他方歳出は國家安全保障費の二五億ドル縮減を中心として三三億ドル下廻つたため、結局財政赤字は三億ドル減、昨年度実績に比すれば実に六四億ドルの減少を示し、大統領は「七五億ドルの減税を行った上均衡財政への目標に対し既に三分の二以上の里程を踏破した」と言明した。なお信託勘定を含む對民間収支実績においては昨年度の赤字五二億ドルに比し、本年度は僅かに一五二百万ドルの赤字に過ぎない。

一九五四會計年度歳出入実績

(單位 億ドル)

歳入	一九五四年度実績	一月予算教書予想	一月予想比増減(△)	一九五三年度実績	昨年度比増減(△)
内 個 人 所 得 税	六四六	六七六	△ 三〇	六四六	—
歳 入 總 計	三三四	三三四	△ 一〇	三三五	△ 一

ており、納税証券一五〇億ドルを国債発行限度の計算から除外することを認める旨の提案を考慮中とも伝えられているが、反面ブリッヂス上院歳出委員会議長及びバード上院議員(民主党)は、平時における赤字財政支出を禁止するため、憲法改正を行い、予算支出が歳入予定額を超過する場合、収支均衡する迄税率の引上げを行うべき旨を憲法に規定することを提案する等健全財政擁護のための強硬な態度を示すものがある。

財務省証券利廻はここ連続七週間僅か乍ら昂騰をつづけ(六月初旬〇・六一六%、七月下旬〇・八〇〇%)又連邦資金金利も月末近くには一%乃至一%より一%乃至一%と引締つたが、前者は引続く金利低下により大口需要者はむしろ一%以上にまわる定期預金を選択する傾向があること、後者はニューヨーク市

場資金が地方及び国庫に吸上げられたこと等の一時的要因によるもので、連邦準備当局の金融緩和策は引続き実施され金融市場は依然として緩慢に推移している。

ニューヨーク市所在大銀行の事業貸出は季節的資金需要期に入ったにも拘らず七月に入つても引続き減少を続け、七月二十一日現在対前年比七八二百万ドル減を示し、年初来減少額は一、〇四四百万ドルと昨年同期の減少額を五七七百万ドル上廻っている。右は或る程度一般の景気後退傾向を反映したものと見られるが、同時に超過利得税の撤廃も一因をなしているものの如く、また、商業手形、銀行引受手形の金利の低下が著しく事業会社の商業手形、銀行引受手形による資金調達増加傾向にもよるものとみられている。

(単位 百万ドル)

	金		利		残		高 減 (-)
	一九五三年六月	一九五四年六月	一九五三年六月	一九五四年六月	一九五三年六月	一九五四年六月	
一流商業手形四ヶ月物	二・七五%	一・二二五%	四〇八	六五六	二四八		
銀行引受手形	一・八八%	一・二五%	四二八	五八八	一六〇		
ニューヨーク主要銀行事業貸出	三・五二%	三・〇〇%	八、二六八	七、四八六	七八二		
			但し五月平均	但し七月二十一日現在			

(2) 景気動向

インドシナ休戦の齎らす経済的影響は今のところ格別みられず、株式市況は株式配当課税軽減、企業の減価償却期間の短縮等税制改革法案の議会通過、企業収益の好調等を反映して引続き堅調裡に推移、特に従来の選択買傾向から全般に亘つて買気が生じてきたことが注目される。七月十五日には出来高は昨年四月以来始めて三百万株を超え、その後も連日二五〇万株台の活況を呈し、七月中の出来高としては一九三三年以来の最高といわれ、利食による小戻しはあつたが、月末三十日には工業株三〇種平均で三四七・九二ドルと年初来最高、一九二九年十月以来の高値を示した。

月中経済活動は夏期休暇期に入り季節的に一部生産減を示している部門も見られるが、既に一般景気動向としては後退傾向は終りを告げたとの見方が漸く強まりつつあり、夏枯れの七、八月を過ぎ景気は再び向上に転ずるものとの期待も生じている。その根拠として挙げられているものは次の諸点である。

(イ) 総国民生産高の減少のテンポが漸く鈍化したこと。

(単位 億ドル)

五三年第二・四半期	総国民生産高	対前期比増減(△)
	三、七一四	

期	国民所得	内賃銀、俸給	其の他所得
五三年第三・四半期	三、六九五	△	一九
〃 第四・四半期	三、六三五	△	六〇
五四年第一・四半期	三、五七二	△	六三
〃 第二・四半期	三、五六〇	△	一二

これを国民所得について見れば五月より上向きに転じ、特に昨年七月以降減少を続けた賃銀・俸給所得は五月に入り始めて前月を上廻るに至つてい

(単位億ドル、年率換算季節調整済)

期	国民所得	内賃銀、俸給	其の他所得
一九五四年一月	二、八三七	一、九六三	八七四
〃 二月	二、八三〇	一、九五三	八七七
〃 三月	二、八二九	一、九四八	八八一
〃 四月	二、八二〇	一、九四三	八七七
〃 五月	二、八二八	一、九四五	八八三

(ロ) 頃来減少傾向を示していた小売販売高は、第一・四半期において前年比三・五〜四%減であつたところ、第二・四半期はほぼ前年並に回復したと。特に六月の全国小売店売上高は前月を二%上廻り(季節・日数調整後七月に入つても一般に売上は引続き好調とみられ、七月十七日に終る一週間の百貨店売上高は昨年同期を五%上廻つてい

(単位 億ドル)

期	小売販売総計	耐久財	非耐久財	サービス向支出
五三年第三・四半期	四二五	一四九	二七六	〇・二
〃 第四・四半期	四二一	一四七	二七四	〇・二
五四年第一・四半期	四一六	一四〇	二七五	〇・二
〃 第二・四半期	四二六			

(イ) 鉱工業生産指数は三月以降略々保合を示し六月一二四と五月と同水準で、七月も引続き右の水準にあるもの如く、他方失業者数も四月以降減少に転じ、六月若干の季節的増加を見た後七月三、三四六千人と六月(三、三四七千人)に比して増加していない。

(ロ) 在庫減少のテンポは五月に入つて引緩み、初めて前年同月を下廻るに到り将来の仕入増生産増が期待されるに到つたこと。又特に過剰であつた自動車新車在庫も七月一日には五二万台と前月より五万台減少し、最近における六〇万台平均を遙かに下廻るに到つた。

期	在庫高 (億ドル)	前年同月在庫高 (億ドル)	対前月比増減(△)
一九五四年一月	八〇七	(七七二)	△
〃 二月	八〇四	(七七七)	△
〃 三月	八〇〇	(七八三)	△
〃 四月	七九五	(七九〇)	△
〃 五月	七九四	(七九七)	△

(ハ) 景気後退を支える有力な支柱とみられている建設支出は引続き好調で、商務省の暫定調査によれば六月は三三億ドルと前月を七%上廻り、七月には三億ドルと史上最高の記録が予想されること。しかし乍ら他面本格的立直りにはなお時日を要するとする慎重論も見受けられ、特に左記諸点が指摘されている。

(イ) 七月に入つて鉄鋼操業率は月中平均六三・九%と前月平均七二・五%より急減し、五二年七月の鉄鋼ストライキ以後の最低操業率を示し、一方自動車生産高も五二一千台と本年に入つて最低を示した。尤もこれらは主として夏期休暇、新型車への生産切換等の季節的要因によるものとみられるが一面最近の景気持直しが、鉄鋼ストライキ懸念、インドシナ戦局の逼迫等と何等かの関連を有したのではないかという点で問題とされている。

(ロ) 在庫は減少したが、ピーク時に比し僅か三%減に過ぎず、売上高に比すれば依然として過剰で、在庫調整はなお進行するとみられること。

新建築高	(百万ドル)	(6)	二、七五一	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	備考
輸入額	(百万ドル)	(7)	八九三	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	三、〇六八
輸出額	(百万ドル)	(8)	一、二六六	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	八二九
製造業在庫	(百万ドル)	(9)	四四、一九〇	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	一、三九九
製造業売上高	(百万ドル)	(10)	二二、〇四六	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	四四、七九八
卸売物価指数	(一九四七=一〇〇)	(11)	一一一、六	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	二四、四一八
株価指数	(一九三九=一〇〇)	(12)	一九五	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	一一一、一
百貨店売上高指数	(一九四七=一〇〇)	(13)	一一〇	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	二二、五、八
現金流通高	(百万ドル)	(14)	三〇、四三三	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	二九、七三五
要求払預金残高	(百万ドル)	(15)	一〇一、五〇八	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	九八、六〇〇

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事會調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)(5)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(6)商務省および労働統計局調査、(7)(8)商務省、陸、海軍調査、(9)(10)商務省および連邦準備制度理事會調査、(11)労働統計局調査、(12)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(13)連邦準備制度理事會調査、未調整分、(14)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(15)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、※推定、△改訂

アメリカ主要商品および株式相場

食料	小麦(一ブツシエル)	一九五〇年	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	備考
		六月三十日	十二月三十一日	十二月三十一日	十二月三十一日	五月二十八日	六月三十日	
小麦(一ブツシエル)	二・三三五	二・八三三	二・五七	二・三三	二・二八	二・二三	二・三五	
玉蜀黍	一・七六	二・一九	一・八七	一・八四	一・八六	一・九一	一・九三	
ライ麦	一・七四	二・四〇	二・二九	一・六八	一・四九	一・四七	一・六四	
燕麥	一・一三	一・一五	一・〇七	一・〇〇	〇・九九	一・〇一	〇・九六	
小麦粉(一〇〇ポンド)	六・〇五	六・四〇	六・三五	六・九五	七・一〇	七・三五	七・〇五	
小麦粉(二〇〇ポンド)	六・一五	六・五〇	六・四五	七・〇五	七・二〇	七・四五	七・一五	
サントス(一ポンド)	四九	五三	五三	六四	八六	八八	八六	
コーヒー(セブント)	二九・九〇	三三・九〇	三三・〇五	五〇・〇五	六七	六八	六四・六五	
パヒア・ココ	七・七〇	八・二五	八・六五	八・六五	八・八〇	八・八〇	八・八〇	
砂糖	五九	八三	六七	六六	五七	五七	五七	
バター	一六〇	一六六	一六六	一六六	一五七	一五七	一五八	
ラード	一一・七〇	一五・四五	九・四五	一八・二〇	一九・九五	一六・三二	一六・七〇	

(3) 対外関係を繞る動き

七月二十七日大統領は国防の必要と国内産業保護の見地から、関税委員会の勧告を入れ、時計に対する現行輸入関税率を一九三〇年の関税法の限度迄、最高五〇%引上げること承認、二十八日より実施に移されるに至つた。右は一昨年トルーマン大統領が関税委員会の勧告を拒否して引上げを認めなかつた経緯もあり、その成行は内外より注目されていたもので、今回の措置は中間選挙を控えての政治的考慮から出たものとして諸外国よりは勿論、国内においても一部より強い非難を受けている。右により最も大きい打撃を受けるスイスは直ちに強硬な反対声明を発すると共に、輸出額に数倍する同国の農産物、自動車、トラクター等の輸入制限をも辞さぬ決意を仄めかしており、米国内においてもルーサー・I・O会長は、今回の関税引上げは海外諸国において高率関税主義への復帰と解釈される「悲劇」的措置として反対し、国際商業会議所米理事會ピアソン会長も本措置が米国の国防と安全保障に欠くべからざる自由貿易強化の方針に反するものとして非難している。大統領は、今回の措置が国防生産に必要欠くべからざる精密機械製造技術者の保護育成を目的となされたもので、一般的保護関税への前例をなすものではないと説明しているが、伝統的に高率関税主義をとる共和党政権下にあつて、最近の国内景気後退の事情も反映して、関税引上げの要請はかなり強く、陶器、ガラス製品、毛織物、刺繍品、手袋等に付いて現在関税委員会において引上げの可否に付き公聴會が開かれており、又最近フィンランド、日本からの輸入が急増した合板についても、早くも免責条項適用申請の動きがみられ、更に目下大統領の決定をせまられている鉛、亜鉛の輸入関税引上に付いても議會方面の強い要請がありその成行は注目されている。何れにせよ米関税政策今後の動向は必ずしも樂觀を許されない。

六月二十二日大統領は対日政策として対日援助、日米貿易の拡大、中共貿易問題、日本のための東南アジア市場の確保等につき考慮の意向を示し、米国の対日関心は高められつつある。その一つとして、日本のガット加入問題について米國政府はかねて強くこれを支持しつつあつたが、かかる支持もあつて七月三十日ジュネーブにおける會期間委員會において、十月二十八日開催のガット總會に日本の

加入問題を議題として上程する旨の決定をみるはこびとはなつたが、

(4) 正式加入決定は十月總會において多角的関税交渉開始が認められた後、二月一日より各國別に関税交渉が開始され、加盟国三十四カ国との交渉が妥結した後明年秋の總會で正式決定されるもので、その間かなりの紆余曲折が予想される。

(5) 日本は既に大部分の加盟国に対し関税を引下げており、日本の参加によりこれら諸国は日本の関税水準に迄自国の関税の引下げを一方的に余儀なくされる結果となるため、日本の加入に対して必ずしも熱意を有していない。

(6) 互惠通商法三カ年延長法案が米議會において否決された結果、諸国は米國関税の引下げの恩恵を受けることも期待し得なくなつた。

(7) 英国、フランスは日本のダンピング懸念等内政的考慮もあつて、日本の参加には依然として消極的態度を示している。

(8) 関税交渉の手續上、米国内において関税引下げの危険点設定のため、関税引下げ品目の公示と、右に關する公聴會が開かれるが、最近著しく高率関税論が擡頭している折から、米國政府当局の日本支持の熱意にも拘らず、その具体化には相當に国内的制約を受ける可能性がある。

等の諸事由により、必ずしも樂觀視し得ないものと思われる。

三、西歐諸国

(1) 欧州支払同盟(EPU)の最近の動向

EPUは去る五月のOEEC理事會で一カ年延長に關する大綱が決定され、その具体的細目はEPU管理委員會の検討に委ねられていたのであるが、その後累積債務の処理に關する債權國債務國間の協定が逐次成立すると共に、管理委員會によつて検討されていた延長に伴う技術的問題も解決され七月の決濟から実施される運びになつた。

先づ累積債務の処理については先のOEEC理事會で債權國、債務國間の二國間の勘定としてEPU勘定から分離し、その二五%を即時金ドルにより決濟し、残額を月賦返済とすることとされたのであるが、英国の場合についてみれば、債權國七カ国との話合の結果、次の如き累積債務の処理に關する協定が成立するに

至った。

(単位 百万ドル)

相手国	返済額	即時支払分	月賦返済分	返済期間
オーストリア	一七	四・二五	一一・七五	七年
ベルギー	八四	二一	六三	七年
西独	一四〇	三五	一〇五	五年
オランダ	一七〇	一七・五	五二・五	七年
ポルトガル	一一	二・七五	八・二五	七年
スエーデン	四八	一一	三六	七年
スイス	二五	六・二五	一八・七五	七年
合計	三九五	九八・七五	二九六・二五	

右のうちオーストリア、西独に対する返済については、両国の英国に対する戦後債務の返済と相殺することとされたのでそれだけ英国の負担は減少することになる(註)。またオランダの場合もEPU解散時その残高はオランダの英国に対する戦時中の債務の残高と相殺されることになっている。

(註) オーストリアの対英債務返済は本年九月十五日に二〇六、〇四四ポンド、一九五五年三月十五日に二六八、六五七ポンド、以後三月と九月に同額づつ返済(年間約一五百万ドル)但し一九五七年で終了。西独の場合は毎年八月一日に七・五百万ポンド返済(年間二二百万ドル)。

なお右のうち月賦返済分の金利については年三%と定められたが、これはEPU解散時に残存する債務について支払われるもので、解散時までには現行の規定による金利が支払われることとなっている。(現行金利は一年以内の債務二・五%、一年以上二年以内三%、一年以上三・二五%)

次にEPUの延長に伴う技術的諸問題に関しては管理委員会の検討を経て次の如く決定された。

- ① 各国のクオータ(割当額)は一律に二〇%増とする。
- ② クオータ内の決済比率は債権国、債務国共に一律に金ドル五〇%、クレジット五〇%とする。(従来決済比率はクオータの一定割合毎に段階的に差が

設けられていたが、クオータを通じて平均すれば金ドル四〇%、クレジット六〇%)

- ③ 各国の現状に適する追加割当額(rallonge)を各国について定める。
- ④ EPU基金の一部一三〇百万ドルを次のような割合で債権国の累積債権の一部返済にあてる。

西独	七〇百万ドル	スエーデン	九百万ドル
ベルギー	一六%	オーストリア	六%
オランダ	一四%	ポルトガル	三%
スイス	一二%		
イタリヤ	八二百万ドル	ノルウエー	七百万ドル
英国	四三%	デンマーク	六%
フランス	二二%		

- ⑤ 右の見返り勘定として債務国に次のように割当てる。

右の如きEPUの延長に伴う技術的細則と前記の累積債務の処理協定による即時金ドル決済分の支払により、各国の残高が如何に変化するかについて債務国としての英国、ならびに債権国としての西独の場合についてみれば次の如くである。先ず英国の六月末累積残高は(一)六七四・〇百万ドルで、うち金ドル払の既決済分を除いた累積債務は四八五・三百万ドルであるが、EPU債務処理協定により金ドルで支払われる九八・七百万ドル(七月十三日に支払)を差引けば(一)三八六・六百万ドルとなり、これが七月一日現在の累積債務となる。この新しい債務は五〇対五〇という新決済比率によつて決済されなければならない債務であるため、七月一日現在の累積残高としてはこの倍額すなわち(一)七七三・三百万ドルとなり、七月以降の収支はこの新しい累積残高を基礎として決済されることとなる。これに対し新しいクオータは従来クオータ一、〇六〇百万ドルの二〇%増すなわち一、二七二百万ドルとなり、これに新しい追加割当額七五・二百万ドルを加えた一、三四七・二百万ドルが新しい決済比率で決済が行われる最大限となる。次に西独の場合についてみれば、西独の六月末累積残高は(一)一〇七・五百万ドルで、うち累積債権は六〇三・七百万ドルであるが、これから債務処理協定

による金ドル受領分七百万ドル、EPU基金による返済分七〇百万ドルを差引
 けは(+)四六二・七百万ドルとなり、これが今後決済を要する債権総額すなわち七
 月一日現在の累積債権となる。而してこの場合の累積残高は英国の場合と同様こ
 の累積債権の二倍すなわち(+)九二五・四百万ドルとなる。また新しいクオータは
 従来のクオータ五〇〇百万ドルの二〇%増の六〇〇百万ドルとなり、また改めて
 追加割当額を四五〇百万ドルと定められ、これを加えた一、〇五〇百万ドルが新
 しい決済方法による最大限となる。

大要以上の如き措置によつてEPUは新しい運営が開始されているが、これに
 関して注目されるのは次の如き点であろう。すなわち、クオータを一律に二〇%
 増としたことは、従来のクオータが一九四九年の貿易額を基準として決定され、
 以後一部に修正が行われたものの、新しい情勢の下では低きに過ぎ、従つてこれ
 を根本的に訂正すべしとする債務国側の主張を採り入れたものと考えられる。ま
 たクオータ内の決済比率を従来の金ドル四〇%、クレヂット六〇%という比率か
 ら金ドル五〇%、クレヂット六〇%という比率に変更したことは、かねてEPU
 を硬貨化せんとする債権国側の強く主張していた所であり、この点では債権国の
 意向を採り入れたものと考えられる。このように債権国、債務国の主張を調整し
 てEPUの円滑な運営を図ると共に更にまた六月末において一部債権債務の整理
 を行い、残存する金額を基礎として新しい累積残高を設定し、今後これを基礎と
 して決済を行うこととされ、またクオータの二〇%引上、ならびに新追加割当額
 の決定によつて割当額に対する累積残高の余裕を拡大し、各加盟国共少くとも今
 後一年間はその累積残高が割当額を超過することのないよう考慮が払われたこと
 は従来のEPUにみられない特異な点といえよう。

各国のクオータおよび七月一日現在の累積残高 (単位百万ドル)

債権国	旧クオータ (追加クオータ)		累積残高
	追加クオータ	新クオータ	
西独	五〇〇 (三〇〇)	六〇〇 (四五〇)	(+) 九二五・六

既往累積債務の即時金ドル決済分 (単位 百万ドル)

債権国 (受領)	債務国 (支払)
ベルギー・ルクセンブルグ	四〇二・六 (一二五)
オランダ	三二八・九 (一〇〇)
オーストリア	八四 (七〇)
ポルトガル	一六・六 (五五)
スウェーデン	四〇・二 (二六〇)
スイス	一四六・四 (二二五)
債務国	(+) 二八〇・七
デンマーク	(-) 一七五・七
フランス	(-) 一五〇・八
ギリシャ	(-) 二二・六
英国	(-) 七七三・三
アイスランド	(-) 一一・一
イタリア	(-) 一六六・七
ノルウェー	(-) 一五二・九
トルコ	(-) 二二五・七

債権国 (受領)	債務国 (支払)
西独	九八・七五
ベルギー・ルクセンブルグ	五八・〇
オランダ	三九・〇
オーストリア	一二・七五
ポルトガル	九・七五
スウェーデン	
スイス	
合計	二一八・二五

(2) 通貨の交換性回復に関するOEEC閣僚会議

西欧諸国通貨の交換性回復問題は去る五月のEPU延長問題に関する論議を契機として具体的問題として採り上げられるに至つたが、その後六月のバリにおける西欧各国間の一連の準備的会談を経て、本月十五、十六の両日ロンドンにおいてこの問題のために関係国閣僚会議が開催された。今回の会議は去る五月のOEEC理事会によつて設置されたもので主要関係各国蔵相が一堂に会し通貨の交換性回復に伴う諸問題を論議したという意味で重要な意義を有するものであり、英、独、仏、ギリシャ、イタリア、スイス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、デンマーク、スエーデン、ノルウエーのOEEC加盟国のほか、カナダ及び特に米国よりスタツセンFOA長官が参加し、西欧諸国と米国政府が通貨交換性の回復問題について初めて正式討議を行う機会となりその成果が注目された。会議は、今後OEECの加盟国が通貨の自由交換を回復した場合各国が採るべき共同措置を貿易、支払および機構の面から検討したが、この内貿易および支払の問題に関しては左の原則によるべきことに意見が一致し、その細目については今回の会議で結論を得なかつた機構の問題と共に今後閣僚代理によつて研究されることとなつた。

(i) 貿易問題

(イ) 一部の国が通貨の交換性を回復した場合にもOEEC諸国は欧州内貿易の自由化を後退させてはならない。

(ロ) 各国は通貨の自由交換実施に先立ち欧州内貿易の一層の自由化を図る努力をしなければならない。

(ハ) 過渡的な期間においてOEEC諸国は欧州内貿易の自由化計画を持続するのみでなく、ドル物資に対する諸制限を漸次廃止すべきである。

(ii) 支払問題

(イ) 欧州基金(European Fund)を設置すること。これは交換性を回復し得ない諸国に対し必要な短期クレジットを供与するもので、各国がその資金を拠出する。

(ロ) 右と別個に各国は個々IMFと折衝し夫々必要な信用供与を求めらる。

(ハ) 交換性を回復した国もその為替相場を自由に変動させることなく為替平価を維持する政策を持続する。

(iii) 機構の問題

通貨の交換性が回復された後の国際経済機構として英国がIMFおよびGATTを基礎とする世界的な機構を考へているのに対し、大陸諸国は今後も引続き欧州限りの地域的組織の存続の必要を強調し遂に結論を得なかつた。

なお同会議終了後今回の会議の議長をつとめたパトラー英蔵相はコミュニケを発表し交換性回復の時期については何ら論議せられなかつたと述べ、また英国の立場としては英国の差当りの目的は非居住者の経常勘定を自由にするものである旨改めて明らかにしたことは注目されよう。

本会議について七月末にはバリで閣僚代理がロンドン会議における決定を中心に討議を重ねており、右の欧州基金の設立についてもその所要資金量等具体的な検討が行われている模様である。通貨の交換性回復問題に関しては今後更に九月には閣僚代理の会議が予定されており、更に十月には今回のロンドン会議に出席したメンバーが再び会合し、十一月一日までにOEEC理事会に提出すべき報告書について最後の検討を加へることになつている。また九月開催予定のIMF総会においても通貨の交換性回復問題に関する論議が行われるものとみられており、今後の展開が注目される。

(3) 英国——貿易・金融事情と統制解除

七月中の金ドル準備は次表の如く年初来初めて四百万ドルの減少を示し、月末残高は、三、〇一三百万ドルとなつた。本月中赤字を示したのはEPU債務処理協定に基き九百万ドルの金ドル支払が行われたためであり、これを除けば九五百万ドルの黒字となり、また米国援助、EPUよりの受取分を除く金ドル収支は七六百万ドルの黒字を示し、なお来月清算される七月中のEPU収支も二六百万ドルの黒字となるなどポンド地域として季節的に国際収支が悪化する時期にあるにかかわらず引き続き好調を示している。右の如き金ドル準備の動向はココア、ゴム、羊毛等ドル地域向物資輸出価格の上昇、小麦価格の下落等貿易条件の好調、および域外買付の増加、ドル物資輸入量の減少等に基くものとみられている。

七月中金ドル準備の増減 (単位 百万ドル)

	米國援助	対EPU	EPU	EPU	計	月末残高
	(+)	(+)	(+)	(-)	(+)	
七月中	二五	四	三	一	二九	三〇三
前年同月中	三	二	五	一	九	二、四五

六月中の貿易収支は左表の如く前年同期に比すれば北米向け輸出が約二割下廻つてゐるが、その他の点では改善をみせてゐる。ただ前月に比較すれば輸入が増加した反面輸出が減少し、入超額は二百萬ポンドの増加となつてゐる。更に本年上半期中の貿易収支についてみれば前年同期に比し輸出は約七%の増加に対し輸入は約一%の減少となつており、この間輸出価格は約一%、輸入価格は約四%の低落を示してゐるので量的には輸出は八%、輸入は三%の夫々増加となつてゐる。

六月中および上半期中貿易収支 (単位 百万ポンド)

	輸出・再輸出 (f.o.b)		輸入 (c.i.f)		差引入超
	輸出	再輸出	輸入	再輸出	
六月中	二二六・五	二二・七	二二二・五	二九一	六四・五
前年同月中	二一一・七	三〇・五	二一九六・一	八四・四	八四・四
上半期	一、三九八・五	一四一・二	一、六七四・九	二七六・四	二七六・四
前年同期	一、三〇九・五	一六〇・八	一、六九二・一	三八二・六	三八二・六

このよゝな輸出増加は機械、車輛類の輸出増加による所大であり、また英連邦諸國向輸出増加も重要な要因とされてゐる。しかし北米向け輸出は前年同期に比し約一二%の減少を示しており、また輸入品価格の下落も漸く終了し、交易条件も悪化に転ぜんとしてゐるので、今後の推移が注目されてゐる。他面ソニクロフト商相は対ソ連輸出制限緩和を発表したが、これによつて対ソ連輸出の増大が期待されてゐる。

第一四半期の財政収支は次表の如く、前年同期に比し著しい改善をみせてゐる。これは歳入が所得税の減収により前年同期比七百萬ポンドの減少となつたにもかかわらず、歳出において国防費、国債費その他支出が予想よりも少かつたこと

海外經濟調査(下) 昭和二十九年七月

と、更に資本勘定支出が地方公共団体に対する貸付減により大幅に減少したことによるものである。

第一四半期財政収支 (単位 百万ポンド)

	一九五四—五五年度		一九五三—五四年度		前年同期比
	一九五四年度	一九五五年度	一九五三年度	一九五四年度	
經常歳入	八三八	八四五	八四五	八四五	(-)
經常歳出	九八六	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	(-)
經常勘定収支尻	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
資本勘定純支出	八四	二二〇	二二〇	二二〇	(-)
總収支	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

本月六日政府は一九五四年満期一%借換公債五三五百萬ポンドを二%大蔵省債券(満期一九六三年—六四年)及び三%借換公債(満期一九九二—二〇〇四年)に借換することを発表した。これに対し合計四一三百万ポンド(大蔵省債券二七四百万ポンド、借換公債一三九百万ポンド)の借換応募が行われた。借換条件は前者については旧債一〇〇ポンドに対し、新規債一〇〇ポンドおよび現金一〇シリング、後者については旧債一〇〇ポンドについて新規債一〇三ポンドとされたが、特に後者は期限五〇年の長期に亘るもので、一つの試験的な企画とされている。今回の借換が成功を収めた理由としては最近の金利の低下傾向の下にあつて、一般に多額の公債を保有してゐる金融界、銀行筋が長期ではあるが利率の高いものに借換を希望したためとされてゐる。また第四回目の納税準備証券の発行が本月十三日発表されたが、その利率は一%とされ、前回(一九五二年七月)の一%に比し%引下げられたことは金利の低下傾向と関連して財政負担軽減の意図をもつたものとして注目されてゐる。

英蘭銀行公定歩合引下げに伴う短期金利の低下は前月概ね終了したが、本月に入り銀行引受手形割引率は更に%ないし、%低下し、二、三カ月物一%、四カ月物一%、六カ月物一%となり、大蔵省証券入札レートも本月末には一・五六%に低落した。大蔵省証券入札レートの低落の直接の原因は新規公債発行により歳券の発行額が減少したこと、ならびに歳券に対する市中の需要が今後は増

加するとみられたことにあるとされている。以上の如き銀行引受手形割引率の低下及び蔵券入札レートの低落により、公定歩合、銀行引受手形割引率、蔵券入札レート、コールレート、預金レート相互間の開きは公定歩合引下げ前と略々同様の関係を示すに至つた。

右の如き短期金利の低下傾向あるいは前述の一％納税準備証券の発行とならんで金融緩和傾向として注目されるのは、本月十四日より実施された賦払購入についての頭金および期間の制限撤廃である。この賦払購入についての制限は一九五二年二月以降二カ年半にわたつて実施されたもので、頭金は最低三分の一、期間は最大限一八カ月(但し自転車については二一カ月)とされていたが、統制撤廃により今後は頭金四分の一、期間は二カ年程度とならうとされている。賦払購入についての信用制限(五万ポンド以上の資金を調達する賦払購入金融会社は資本発行委員会の許可を要し、また銀行借入も制限されている)は依然として廃止されないが、信用制限のみを以てしては賦払購入の増大を抑制し得なかつた過去の経験に徴しても明らかな如く、今後ラジオ、テレビ・セット、冷蔵庫、真空掃除器の賦払による購入は増大するものとみられている。本措置は最近の物資需給状況の改善に伴い、賦払購入条件緩和による消費需要増もインフレーション再発の恐れなしとの判断によるものではあるが、一面直接統制を極力排除しようとする政府の施策の一環と解される。

この他統制撤廃に関して注目すべきものは三日実施された食肉の配給制ならびに価格統制の廃止であり、これによつて戦後九年間にわたつて実施された食料の配給制度はすべて廃止されたわけである。需給状況よりも販売機構の整備という点から統制撤廃が今日まで延期されたといわれており、統制撤廃直後価格の暴騰により一時稍々混乱を生じたが、一般国民の自粛により間もなく平静に復した模様である。更に原料省(Ministry of Materials)が八月十六日より廃止されることになつたが、これは一九五一年七月設立されたもので、重要原材料の統制関係事務を司つていたが、原材料の民間取引再開に伴い、その事務は大幅に縮小しており、廃止以後残務は商務省に移管されることになつた。

また本月十一日より実施された粗糖の自由市場開設は実質的にポンドの交換性

を実現する一つの措置として重視されている。この措置により非ドル地域、非スターリング地域諸国はドル物資たる粗糖をポンドあるいは英蘭銀行の承認するその他通貨で購入し得るようになった。従来市場の開設されている穀物、棉花も同様にドル物資ではあるが、この買入れは英国およびスターリング地域居住者がポンドで購入する場合に限られているため、非居住者には交換性が与えられていないのに対し、今回の措置は粗糖を通じて非居住者にポンドの交換性を附与するものとして注目されている。

(4) フランス—インドシナの休戦とマンデス・フランス内閣の新経済政策

A インドシナの休戦とフランス財政
マンデス・フランス首相の登場によりその帰趨が注目されていたジュネーブ会議は交渉に期限(七月二十日)を附した明確且決然たる新首相の態度と異常な努力とによつて遂に妥結を見、七月二十一日にはインドシナ三国とヴェトナム政権との間に一連の休戦協定が調印された。一九四五年三月に於る日本軍の仏印占領以来幾多の紆余曲折を経たインドシナの戦乱は実に八年振りに漸く収まつたわけであるが、これによりフランスの尨大な負担が軽減される見透から、国内は挙つて休戦を歓迎しており、国民議会も又二十三日政府のインドシナ政策を圧倒的多数を以て承認、新内閣は先ず当面する最大の難関を突破することが出来た。しかも政府は引続き北アフリカの独立運動の解決にのり出し、三十一日には先ずチュニジアに広範な自治権を附与する旨の宣言を発してチュニジア政府の機構改革に着手する等公約の実現に向つて活潑な活動を続けている。

インドシナの休戦が及ぼす影響は各方面に亘つて広範であるが、特にフランスの財政に対しては大きな変動を与えるものとして注目を集めている。一九四六年以来の八年間に於るインドシナ戦費総額は約三兆五〇〇億フランと推定されており、フランス本国、インドシナ三国及び米国によつて負担されていた訳であるが、その負担国別内訳を算定することは特にアメリカの援助の評価との関係で極めて困難とされている。すなわちアメリカの援助が著しく遅延している点を考慮すればアメリカの予算に計上された数字によつてこれを見ることも当を得ず、引渡済の物資をとるとしても、武器の如きはその新旧により著しく評価額を異にす

るといふ事情もあるが、フランス大蔵省の専門家が行つた推定として一応次の如き算定がなされている。

インドシナ戦費負担一覽 (単位 十億フラン)

年	フランス本国の	インドシナ三国	アメリカ
	予算支出	の予算支出	の援助 (引渡完了の物資のみ)
一九四六年	一〇一・八		
一九四七年	一三三・三		
一九四八年	一三六・三		
一九四九年	一七七・三		
一九五〇年	二五八・三		
一九五一年	三二一・〇	一五・〇	
一九五二年	四二七・六	三〇・〇	八五・〇
一九五三年	四〇三・五	三八・五	一一九・〇
一九五四年	四二八・〇	六〇・〇	二〇〇・〇
合計	二、三八五・一	一四三・五	四〇四・〇

右の中、本国の予算支出については一九五四年度に於て更に三〇〇億フランの追加支出が決定しているが、休戦に伴い二〇〇億—四〇〇億フラン程度の縮小が見込まれている。又本国の予算支出には一九五二年以降戦闘遂行の為に本国よりインドシナ三国に与えられた補助金二、七〇〇億フラン（一九五二年—六七〇億フラン、一九五三年—六八〇億フラン、一九五四年—一、三五〇億フラン）が含まれているにも拘らず、三国の支出はその半ばに過ぎず、本国からの財政援助中、戦費として使用されない部分がかかなりあつたということが注目されている。

以上の諸支出を中心としてこれに関係各国の負担する若干の附加的支出を加えれば、戦費総額は三兆三〇〇億フランとなり、更にフランスの予算に於て軍事費から分離計上されている退役、傷病軍人に対する年金及び傷病者の本国送還費を加えれば、三兆五〇〇億フランに達するものと見られている。しかし右の表においては米國援助は物資による援助でかつ引渡完了のもののみを計上しているに過ぎないので各国の資金的な負担とは必ずしも一致しない。事実本国の予算支出

(インドシナ関係費)はその一部がアメリカの資金的援助による為替安定基金へのドル資金の流入により補填されており、ここ数年來フランス國民の財政負担がこれにより實質的に軽減されていたのであつて、アメリカの予算を基礎として最大限に見積れば一九五二年中及び一九五三年中に於る本国の予算支出のうち対仏援助はそれぞれ、九五〇億フラン、一、七三〇億フランであり、その一部とインドシナ戦争の為の域外買付が現実にフランス本国の負担軽減に役立ったものと見られるが、これを正確に算出することは技術的に不可能といわれている。其後本年になり援助の方式に若干の変更が加えられた為、四、二八〇億フランの本国に於る予算支出中、インドシナ派遣軍の経費として一、四〇〇億フラン、ヴェトナム軍の経費として一、三五〇億フランのアメリカ援助が予定されていることが明らかとなり、これに前記物資援助二、〇〇〇億フランを加えれば、本年における實質的な戦費負担は、アメリカ四、七五〇億フラン、フランス一、五三〇億フランと推定される。斯様にアメリカ援助によるものの比重は近年特に高い。もつともこうした状況は過去八ケ年を通じて見た場合には相当の修正を必要とするにしても休戦に伴う今後の変化を予測すればフランスの財政に及ぼす休戦の影響も軽々には予断出来ない。二十一日の証券市場、為替並びに金市場はいずれも平靜な動きを示したのに対してパリーの取引所に於てはフランスの公債が休戦協定調印のニュースを入れ活潑な上昇を記録して注目された如く、年間平均三、〇〇〇億フランに達する戦費負担が軽減されることについて各方面のよせている期待は少くない様に思われる。

B マンデス・フランス内閣の新経済政策

こうした状況を背景にして政府は新経済政策の完成を急ぎ、二十九日ようやくこれを決定、三十日には国民議会財政委員会並びに経済審議会(Conseil Economique)——経済問題の諮問機関として国民議会及び参議院を補佐するが、特に完全雇用及び国有化に関する諸計画は必ずこの会議に諮問しなければならないことに規定されている——に提出、両者は直ちに検討を開始した。マンデス・フランス内閣の新政策(所謂ニュー・デイル)は十三項目から成る経済、社会上の再編計画(Le plan de redressement économique et social)との計画を実行す

る為に必要な特別権限を政府に付与することを求めた四カ条の提案 (Le projet de loi sur les pouvoirs spéciaux)とから成るがその概要は次の如きものと伝えられる。

イ、経済、社会上の再編計画 (Le plan de redressement économique et social)

(I) 外国貿易の均衡——この点については長期にわたる貿易収支の逆調が直接間接のアメリカ援助によつて補われていたにも拘らずドル不足が改善されず特にポンド貿易の赤字が問題であることを指摘し、貿易収支の均衡は通貨の安定を守り経済の自立を保証するという二重の要請に答へ得るものでなければならぬと述べ、インドシナの休戦による援助の縮小に伴い、少くとも或期間は貿易上の困難が増大する危険があることを予測している。従つてフランスは輸入縮小の為に国内の生産を拡大、集中すると共に、価格競争に耐えつつ輸出を強化する為に、輸出生産を優遇しなければならぬので、合成化学工業の発展を促進する一方フランス連合内諸地域の生産拡大にも努力することが必要となる。その為には現行の輸出産業補助制度を存続する外、他方技術の改善、市場の開拓、製品紹介方法の改良等の面についてもなすべきことが多いとされている。

又輸入先の転換についてはその利益を過大評価してはならないといひながらも、棉花、石油等の如く著しい入超を示している地域からの輸入は再検討されるべきであると主張している。いづれにしても極端な輸入の削減は不可能であり、輸入の自由化はフランス経済の弱点と経済健全化の必要を明確ならしめることから考へて、経済の再編成を実施する為の不可欠の手段となることが指摘されている。すなわちフランスの経済改革は輸入自由化の為に必要なのではなく、経済改革の為にこそ輸入の自由化が必要なのである。

(II) 産業構造の再調整と労働力の再編成——産業構造の变革は企業並びに賃銀生活者の双方に問題を提起する。先ず企業については合同、集中並びに特殊化等によつて合理化を推進し、適応能力なき企業設備の除去を促進する為に破産法の改正等若干の立法措置が考慮されている模様であるが、この場合適当な補償措置を講ずるには、二五〇億—四〇〇億フランの財政資金を捻出せねばなら

ず、何れにしても関係企業の協力が必要とされている。賃銀生活者については再調整の結果生ずる失業などの事態には救済措置を講じなければならず、一定期間を限つて見ても二五〇億フランを要するものと思われている。ただし具体的にはこれらの問題は何れも原則として個々の産業部門につき企業者と労働者との間で解決されるべきものであり、政府はあくまでも裁定者の地位に止まることとが予定されている。

(III) 住宅建設——従来の計画に於ては一九五七年の水準として予定とされていた年間二四〇千戸の建設目標が一九五五年迄に達成される様に繰上げ、拡充された外、個人住宅よりも集団住宅の建設に重点がおかれるものと思われる。

(IV) 賃銀——専門家の見解は全般的な賃上げによる購買力の増大を経済規模拡大の刺激としてとることを望んでいるが、その為の方法として若干の優遇策を講ずることにより各企業が夫々生産の向上と賃銀とを結びつけるように奨励しようとしている。尤もこうした考へは現在の所いかなる組合にも見られない様であるが、経済の拡張計画の発展が賃銀に於る報償制度と密接に関連したものであり、生産にスライドされた賃銀制度を定めることにも十分に考慮の余地があると指摘している。

(V) 農業政策——この点については一般の購買力と食糧価格との関係を忘れてはならないが、現在考へられている措置としては①既に肥料、農業機械等について見られた如くコストの引下を目的とした農業以外の面からの対策②耕作方法の改良普及③農業生産の集中の三つがあり、農産物の輸出入はこうした措置の実施とも関連し最小の犠牲の下に最大の利益を与える様な条件で行われねばならないとされ、かくして葡萄酒、甜菜糖の如く経済的に過剰且非生産的な生産の転換が進められることになる。

(VI) 消費と流通——生産費の引下は消費価格に反映しなければならぬが、その為には販売経路の短縮が必要であり、集荷市場 (gare-marché) の新設、購買組合に対する特典の附与等各種の対策が慎重に進められなければならないとされる。

(VII) 生産性の向上——生産性センターの活動により製靴工場、鋳物工場等に於

ては既に一三%の増産と価格の引下が達成されているがこうした活動を強化する。

(VII) 科学、技術上の研究の拡大

(X) 輸送の調整

(X) 動力対策——石炭、電力等工業動力の価格引下げは生産費引下げの方法として重視されており、価格引下げに伴う当該動力部門の損失は政府出資により補償されることになる模様である。

(X) 金融と銀行——企業の金利負担が過大である点から銀行の金利並びに手数料の引下が考慮されているが、他方では中期信用動員手形等によつて私的設備投資に充当される資金量並びに不動産信用、農業信用に於る貸付限度増大の要求はいずれも抑えられることになる模様である。又自己金融に対しては過剰設備をもつ生産部門の内部留保を抑制する為の措置が講ぜられる模様であり、政府は各企業の利益金処分の際に内部留保充当予定額の報告を受け、これを調整することを考慮しているが、その結果生ずる臨時配当金により株式市場は好転し、起債市場を潤すことになるものと期待されている。

(XII) 社会保障制度——社会保障制度の改革は年来の懸案ではあるが、経済生活の全般に亘る大きな混乱をおそれて対策の公表は目下尚控えられている。

政府の見解として示唆されている所によれば改革の構想は①各企業に対する分担金算出の基礎を賃銀総額から延労働時間数に改めると共に②財政からの繰入と一部社会保障基金からの支出とによつて高齢者保障基金(Fonds national d'assurance vieillesse)を新設することに重点がおかれている様である。

(XIII) 税制の改革——先に成立した税制改革法は既にその一部が施行されているが、企業の合同、集中、並びに特殊化を促進する為に一時的な免税の方法により税法上更に若干の軽減措置をとることが問題となつている。

ラ、特別権限法案(Le projet de loi sur les pouvoirs spéciaux)

政府は一九五五年三月三十一日迄の間次に掲げる諸項目に関し必要なあらゆる

措置を政令により実施する権限を要請している。

(I) 経済拡張の促進と国民所得の拡大

(II) 生産費の引下

(III) 購買力の向上と雇傭の保証

(IV) 国際収支の均衡、外国貿易の発展、本国を除くフランス連合内諸地域の生活水準の引上、並びに本国及びフランス連合内海外諸地域間に於る経済的財政的協調

本法案に基いて定められた政令は公共の福祉と自由とを妨げない限り、現行の立法措置に優先するものとされ、又本法は緊急立法として官報公告の日から実施されるが、その効果が確定するのは議会の承認を得てからであり、議会は本法の有効期間満了後一九五五年五月三十一日迄にその処置を決定することとなつている。なお本法案に基く政府の特別権限は法案施行の際存在していた政府が総辞職した場合無条件に消滅するものとされている。

(5) 西ドイツ——輸入手続の簡素化と賃上げ要求

西ドイツの本年上半期の輸出額は二四・二億ドルに及んだ。これは前年同期に比し価額にして一九%、量では二五%の増加となつている。一方、輸入額も前年の上半期に比し価額において一四%の増加を示し二〇・七億ドルとなつた。このため一―六月の貿易収支の受取超過は三・五億ドルと前年同期の二・一億ドルに比し一・四億ドルの増加となつている。最近の傾向中注目されるのは、上半期のうち第二四半期は第一四半期に比し輸入額が約二〇%方増加していることである。右は主として対清算勘定諸国及び対ドル地域からの輸入増加に基づくものであり、昨年西ドイツの一方的な出超に終つた中南米諸国などの清算勘定諸国との関係において漸く西ドイツの輸入が増加し始めたこと、又年初に一部再開されたドル輸入の自由化によりドル地域からの輸入も増加しつつあることなどを示すものといえよう。しかし、EPU諸国との貿易が依然として巨額の黒字であるため、貿易収支全体の出超はなお増加を見ている。

西ドイツの地域別貿易額

(単位 百万ドル)

E P U 地域 D R L 地域 清算勘定地域 合 計	輸 出		輸 入		収 支	
	五三年上半期	五四年上半期	五三年上半期	五四年上半期	五三年上半期	五四年上半期
	一、四九八・一	一、七九一・八	一、三二五・四	一、四一五・〇	(+) 一八二・七	(+) 三七六・八
	二四七・六	三〇九・三	二三一・五	三三一・二	(+) 四八・八	(-) 二一・九
	二八〇・三	三一九・〇	二七〇・五	三二四・〇	(-) 二二・九	(-) 五・〇
	二、〇二六・〇	二、四二〇・一	一、八一七・四	二、〇七〇・二	(+) 二〇八・六	(+) 三四九・九

又国際収支の動きをみるに、本年には外債の支払、封鎖マルクの一部解除による外国送金の増加等の要因があつたにも拘らず右の如き貿易収支の赤字により、西ドイツの外貨準備は上半期中に三・五億ドル(内金ドル二・八億ドル)の増加を示している。

かくて外貨事情の好調に支えられ、西ドイツは更に貿易制限を緩和する方向に進みつつある。すなわち八月一日より輸入手続の簡素化が行われ、さらに九月より七五〇品目上る輸入関税の引下げが企図されている。輸入手続の簡素化は、一九三四年以来二十年ぶりに輸入についての事前承認制を原則的に事後における届出制に改めることを内容としたものである。これにより一部の割当物資(従来通り個々の輸入許可が必要)を除き、全輸入の約七〇%に当るその他の物資については事前の許可なく、しかも量的に何らの制限なしに自由輸入が認められ、輸入契約の締結後十四日以内に外国貿易銀行に輸入通知を提出すればよいこととなつた。

右に伴い、輸入取引について課せられていたその他一連の制限も緩和された。例えば、①従来、商品の引取期間は、契約後五カ月以内でなければならなかつたが、今後自由物資の輸入の場合は十八カ月まで、また割当物資の輸入については六カ月までの契約を特別の許可なくして結ぶことができる。②又、支払期間はすべての物資について、商品の引取後六カ月まで認められるほか、前払いによる支

払いも可能となる。③自由物資については一〇%、割当物資については五%、それぞれ実際の輸入額が契約額を上廻ることが認められる。

なお、従来の西ドイツの優先外貨制度の一つである輸出業者の取得代金の四%を以て、ドル輸出のための商品の生産に必要な海外原料の入手に使用させることを目的として積立てられていた、いわゆる外国為替運転基金制度は最近の輸入制限の緩和に伴い意義が乏しくなつたので九月以後廃止されることとなつた。

次に最近西ドイツにおいて賃上げ要求気運が高まりつつあるのが注目される。西ドイツの労働組合は、その経済復興が軌道に乗るまで、低位な賃金水準に甘んじ、賃上げの要求を控え目にして投資の拡大、生産性の向上に協力して来たが、最近の輸出増大を中心とした経済の本格的な安定により、賃金水準を生産の復興に追従させるべき時期が来たとの見解をとるに至つた。これに基づき七月には西ドイツの労働組合中でも、最も強力な金属工業の労働組合が基準賃金を一時間当り一・四四マルクから一・五六マルクに、八・三%の賃上げ要求を掲げて強硬な闘争を開始した。これに対し経営者側は過去一年以来物価の上昇が見られないこと、社会保険その他の企業の社会支出の負担が増加していること、賃金の引上げが輸出力を弱め景気の基盤を危くする恐れのあることなどを挙げてこれに反対しているが、一方労働組合側は現在の企業利潤ならびに配当の状況からして、企業内でこの賃金引上げを十分吸収できると、賃金の引上げによる購買力の拡大が

経済の発展にも必要であることなどの立場で応酬している。この気運は、ルール地方からハムブルグその他各地の労働組合にも波及しつつあるので、西ドイツの労使関係はここに新しい一時期を劃しつつあるものといえよう。

最後に最近の西ドイツの国内景気の状態を見るに、生産は前月に引続き六月も高水準を維持（一九三六年比一七七）し、昨年同期の一・二％増を記録している。又雇用量が増加し（三月末比六月末七四二千人増）失業人口も三月末一、四二七千人に対し七月末九三三四人と通貨改革後最低となつて注目される。一方、銀行の短期信用は、六月（十日）が所得税及び法人税の納税期に當つていたため、六月中に三・二億マルクの増加を記録したが、貯蓄預金も四億マルク余（年初来の増加約二〇億マルク、前年比六三％増）の著増を見せている。尤も、この貯蓄預金の増加中幾分か最近の預金利率の改訂により貯蓄預金利率の三・四％に比し、定期預金利率が二・三・五％と不利であるため、定期預金からの預換えが増加したためといわれている。そのほか、西ドイツの証券市場がようやく活況を見せ抵当債の発行価格が上昇したほか、株価は六月中に約六％上昇し、特に昨年発行の工業債の利廻りが、発行当初の八・二一八・六％から、最近は七・七一・九％、税引後の純利廻り五・五％と低下しつつあり、これは五月に行われた公定歩合引下げの効果として注目されている。

なお、七月中旬にハムブルグ所在の油脂の大口輸入会社グレンホフが、油の思惑輸入に失敗して破産したため、その大口融資先であつた私人銀行ウエルナー（創立一八五八年）は、約七百万マルクの損失を生じ、預金支払に支障を来し、同行は間もなくハムブルグ中央銀行始め同市所在の銀行団の救済融資約三〇百万マルクを受けてようやく危機を脱するに至つた。本件をめぐり、ウエルナー銀行が商業銀行に対する中央銀行の融資準則を無視して、投機取引に多額の信用供与を行つたことに対する非難と、反対に州中央銀行が臨機の処置を直ちにとり得たことに關し、地方分権的な現在の中央銀行制度の特色を發揮したものとみる二つの見方とがあり注目された。

(6) イタリア——一般経済事情

イタリア経済の基調には引続き格別な変化は見られないが、最近輸出の好調と

消費の減退及び貯蓄の上昇の傾向が稍々注目せられる。先ず貿易についてみるに、第一・四半期中輸入は四、〇一一億リラと昨年同期比三％の増加に対し、輸出は二、四五三億リラと一四％増加し、入超額は一、五五八億リラと一〇・六％の減少を示した。このような改善は既に昨年下半年中より見られたものであり、特に最近における輸出の増勢は主として欧州諸国への果実、野菜、その他若干の繊維及び機械製品の輸出の増加によるものである。しかし貿易収支は依然として巨額の赤字を示しており、殊に問題は対EPU収支の著しい不均衡であり、対英国及びスターリング地域關係においては赤字は二月末の六・八百万ドルから三月末一九・三百万ドル、四月末二〇百万ドルと増大傾向を辿つていゝ。ただスターリング地域を別にすると対EPU収支の赤字は二月末の二二百万ドルから三月末一八・三百万ドル、四月末一三・一百万ドルとなつており、漸次改善されていゝ。

このようにイタリアの貿易中、対EPU諸国取引は大きなウェイトを占めていゝるので、EPUの期限一カ年延長と制度の改正の問題についてはイタリアは重大な関心を示していたところであつたが、今回の改正に当り前記EPU基金による債権国の累積債権の決済の見返り勘定としてイタリアには比較的多額が割当られ特別の便宜が供与せられていゝ。これについて当局は、イタリアが旧債務額全部を決済し一〇〇％の貿易自由化を維持することに對する報酬の意味が含まれていゝると述べていゝが、OEEC諸国も亦、イタリアのEPUにおける困難はイタリア自身の政策の失敗によるものではなく、寧ろその他西欧諸国がイタリアに對し、イタリア同様の貿易上の便宜を与えなかつたことによるものであると認め、イタリアに對しかかる特別の恩恵を与えることに同意したものと伝えられる。

物価は最近漸落を続け、一九三八年を一〇〇としたミラノ商工会議所作製の卸売物価指数も一月六〇・五二、二月六〇・三二、三月五九・九一、四月（第三週末）五九・一七を示しており、三、四月間の卸売物価の下落は工業原料及び食料品双方を通じて値下りを見たものとされていゝ。

また通貨発行高は一月の一三、七六〇億リラから六月末には一三、四一〇億リラと減少していゝが、この間銀行預金は一月の三九、〇七〇億リラから五月末に

は三九、八二〇億リラに増加している。これは一九三八年水準の約七〇倍に達するが、物価が約五二倍の上昇であることを考慮してもなお可成りの増加といえよう。一方貸出も増加しており五三年末の商業銀行及び特殊銀行の貸出額は四兆六七〇億リラに及び、前年度を六、九二〇億リラ上廻つたが、この増加額中、七一・二％は普通銀行貸出の増加によるものであつたとされている。転じて工業生産を見るに、本年三月末の鉱工業生産指数(一九三八年＝一〇〇)は一七六と前年同期比一三・六％方の上昇を示し、その後も概ね好調のようである。因みに鉄鋼部門では一部製品(主に鋳鋼)は外国との競争によつて苦境に直面しているが、その他の鉄鋼製品(主に鉄板、冷間圧延鋼、パイプ、スクリュー、ボルトなど)は国内需要の増大により好況を持續しており、毛織物工業も亦海外からの需要の増大にその生産は昨年同期をかなり上廻つている。その他、機械工業(主に自動車)及び化学工業、食料品加工工業なども概ね順調な生産を続けているが、これら各種工業の活況が輸出の増大、貿易収支の改善に貢献していることは先に述べた如くである。

最近アメリカは仏・伊がEDC批准を遅らせていることに對し、対仏・伊軍事援助停止の決議を下院外交委員会に可決する処あり、これに對し仏・伊からも批判が加えられていたが、イタリアのEDC批准案は今月中に下院の財政委員会、司法委員会、外交委員会、国防委員会において夫々承認をうけたと伝えられる。EDC批准法案は、十月再開される下院本會議に提出され、最終的承認を求めることとなるが、前記四委員会の承認によりその議會通過の可能性は増大したものと見られている。

四、共産國諸國

(1) ソ連——五カ年計画本年度上半期実績と東西貿易

二十三日ソ連中央統計局は第五次五カ年計画本年度上半期実績を發表した。右によれば木材工業省、漁業省、肉および乳製品工業省は計画未遂行となつてゐるが、全体としての工業生産計画遂行率は一〇二％に達し、また工業總生産は前年同期に比し一四％増で第五次五カ年計画における年平均増加率一二％を上廻り、さらに前年同期の増産率一〇％を凌駕、引続き上昇している。前年同期を一〇〇

として、主要製品別生産を見ると、重工業製品では鉄一〇六、鉄鋼一〇九、石炭一〇八、石油一一〇、ディーゼル燃料一四〇、電力一一一、貨物自動車一〇〇、バス一六八、紡績機械一一四、織物機械一四二等となつており、軽工業製品については綿織物一〇三、毛織物一一九、絹織物一五七、革靴一一〇、靴下一一〇、ラジオ受信機二〇七、ミシン二二五、時計一二九、冷蔵庫三一六、家具二二八、魚類一一三、乳製品一一〇、植物油一一七、マーガリン一一六である。一方工業生産原価は前年同期に比し三％引下げられたが、本年上半期の原価引下計画は達成されなかつた模様で特に石炭、木材、製鉄、輸送機械、肉および乳製品工業各省の計画遂行率は思わしくなかつたとされている。

農業の状況を見るに、春時作物の播種面積は前年に比し九五〇万ヘクタールの増大で、うち春時穀物播種面積は六四〇万ヘクタール、さらにそのうち春時小麦播種面積は三六〇万ヘクタールの増加と伝えられる。なお去る二月農業増産措置の一環として發表された「未開墾地における穀物増産措置」すなわちカザクスタン、シベリア、ウラル、ヴォルガ河沿岸地帯、北コーカサス等の地方における開拓(一九五四―五五年において計一、三〇〇万ヘクタール)により一九五五年度において穀物一、六三〇万トンないし一、九五〇万トンを増収する計画はすでに七月十日現在で開拓面積は一〇百万ヘクタールに達し、穀物播種面積は本年度計画の二・三百万ヘクタールに對し三・六百万ヘクタールに達したといわれ、その開拓進捗状況の良好なことは最近における農業増産措置と関連して注目されている。

上半期中の国営および協同組合商店における商品販売高は前年同期に比し二一％増、特に農村における商品販売高は三二％増となつており、これは農業税の引下、農産物買上価格の引上による農村購買力の上昇に基づくものと見られる。特に食料品で売行の増大しているものは肉製品三〇％、魚類製品二四％、動物性油二八％、牛乳および乳製品二一％、砂糖一四％、茶一九％となつており、軽工業製品中特に増加したのは綿織物一九％、絹織物四五％、毛織物五六％、メリヤス製品二四％、靴下三一％、革靴一五％、時計三六％、ミシン三一％、家具の三七％であるが、ある種の日用品については多くの地域で需要が完全に充足されて

いないとされている。なお対外経済関係については各国との貿易関係が引続き拡大され、貿易額は前年同期に比し三〇%の増大といわれる。

インドシナ休戦を背景として東西貿易拡大の気運は急激に濃化しつつあり、前月末から本月にかけて中共・フィンランド間(六月二十三日)、ハンガリー・インドネシア間(六月二十八日)、ポーランド・インドネシア間(三日)、チエツユ・インドネシア間(七日)、ソ連・フィンランド間(十七日)と数個の協定成立を見た。右協定中特に注目すべきはソ連・フィンランド間の一九五六―六〇年にわたる五カ年長期通商協定の締結である。右協定では五カ年間の両国の輸出入計画を定めている外に一九五六―六〇年におけるフィンランドの対ソ出超額一六〇百万ルーブル中一二〇百万ルーブルは他の東欧衛星国との間の多角決済の方法により、残り四〇百万ルーブルはソ連が硬貨をもつて決済を行う画期的な条件を付しているが、これは通商協定の新たな傾向を示すものとして注目されている。なお六月末英国を訪問した中共通商使節団は一応の成功を収め、十七日離英、また二十六日英商相の下院における言明によれば、米英両国は中共を除くソ連圏への輸出緩和を来る八月十六日から実施することとなつたといわれている。右により従来の禁輸リストは二五〇品目から一七〇品目に、量的制限をうけるリストは九〇品目から二〇品目に削減されることとなつた。米国の対ソ連禁輸政策に予てから批判的であつた英国はこの措置を歓迎、懸案のソ連からの機械器具の三〇百万ポンド近い注文もある程度実現するものと期待されている。さらに来る十月十一日から一週間にわたりE C Eによる東西貿易会議が開催される予定であり、E C E筋によれば本年の東西貿易は前年に比し二五%程度増加するものといわれている。

(2) 中共——貿易交渉の進展と上半期の建設、生産状況

ジュネーブ会議の開始以来、中共は西欧側の分裂を狙つてかききりに貿易の拡大を呼びかけており、これに対し西欧側は表面的には共產側の離間策なりと警戒的態度を粧っているが、国際的生産水準の上昇と仏印の休戦気槽えから西欧諸国の実業界では中共貿易に対する関心が頓に高まつており、五月中央以降約二カ月の間に英、伊、仏、西独、瑞、白、蘭の民間代表が相前後してジュネーブに赴き、中共代表団と会見、貿易関係の拡大について交渉を行った。また最近中共の

貿易使節団がイギリスおよびベルギーを訪問しており、これら諸国の政府内部でも漸く対中共禁輸を緩和しようとの機運が濃化しつつあることが看取され、さきの米英両巨頭会談でもこの問題が取り上げられたと伝えられる。インドネシアにおもむいている中共貿易使節団についてはインドネシアのゴム輸入に関して種々問題が提起されている。

一方中共は七日北京においてヴェトミン代表団との間に本年度の貿易協定並びに両国国境地方における小額貿易に関する議定書を締結した。協定によると中共はヴェトミンに対し綿布、綿糸、機械、交通資材、電信器材、医薬品、医療器械、紙を供給し、ヴェトミンより金属、茶、砂仁、咖啡豆、胡椒、牲畜、皮革を輸入することになつている。

中共の発表によれば、本年上半期における五カ年計画の遂行状況は次のようである。すなわち、重工業部、燃料工業部、第一機械工業部、第二機械工業部(兵器工業)、紡織工業部、軽工業部、鉄道部、交通部、郵電部、水利部、林業部の十一部における基本建設は、年間計画の三五%を完成、そのうち建築据付工事は三二%の達成率となつた。中共は基本建設の季節性からいつて上半期は施工準備開始の段階であるからこの比率はむしろ従来に較べ大きな進歩であるとみている。なお燃料、紡織、交通、水利の四部は年間計画の三五%以上を完成、重工、鉄道、郵電の三部は三〇%以上で、その他の各部とも二五%以上を完成したといわれる。つぎに上半期中の生産状況を昨年同期と比較すると、重工業部三六・一%、燃料工業部二九・七%、第一機械工業部六三・二%、紡織工業部二二・九%、軽工業部三七・三%のいずれも増加を示した。

五、東亜及び東南アジア諸国

(1) 一般情勢

ジュネーブにおける極東平和会議は前月の主要国間個別会談が成功裡に進められたことにより、頓に妥結の見通しが強まつていたが、二十一日ヴェトナムについては略々北緯一七度の線で分割、北部をヴェトミン軍、南部を仏ヴェトナム軍の集結地域とすること、明年七月より一カ年以内に住民投票を行つて統一政権を樹立すること、ラオス、カンボジアは外国軍隊を撤退せしめて中立化すること、休

戦監視委員会はインド、ポーランド、カナダの三国によつて構成すること等の諸主要条件を以つて関係国間に了解成立、茲に入カ年に亘るインドシナ戦争に終止符を打つこととなつた。かかるジュネーブ會議の結末を見てからの國際政治情勢を瞥見するに、嘗つて北鮮を扶けてその地歩を確保せしめた中共が今回更に自己の支援するヴェトミンの實力を諸國に認めさせることにより、且つは國際會議において示された発言力等から見ても、中立的立場から會議妥結を側面から推進したインドと共に、國際的地位を高めるに至つたこと及び東南亞諸國間の政治的分野においてもインドの主唱する第三地域を支持するコロンボ會議參加諸國とタイ、フィリッピン等対米協力の方針を採る諸國とに二分される傾向が明かになつて来たことが注目を惹いた。この間インドシナ分割を共産勢力の武力侵略と称する米國はSEATO構想の實現促進を依然として堅持しておりタイ陸軍主腦部の訪米が見られたが、英國が依然自由共産兩圈共存方式を固執している上、コロンボ會議諸國の動向が未だ判然としていないため、その早急な實現は困難と見られている。更にインドの地位向上は蘭領及び仏領インド地域のインド合併機運を助長することとなり、前月来これら各地住民の行政權接収運動が散見された。

インドシナ戦争の終了によつて齎らさるべき經濟的影響について見るに、インドシナは戰爭中主要輸出品たる米穀の集荷が困難なため輸出は極めて少く、輸入も大半を仏連合に依存して来た關係上(一九五三年一—九月間実績、輸出月平均七・六百万ドル、輸入三四・三百万ドル、内対仏國分七九%)今次和平に伴う北部ヴェトナムの共産圏帰属も直ちに東南亞國際經濟に大きな影響を及ぼすとは考えられず、唯、治安の回復に伴い南部インドシナ米の國際市場進出が米穀市況を更に圧迫する可能性が予想され、一方復興資材等の荷動きは一つに米國又は中共の意向に多く依存するものと見られる。インド等が輸出不振打開並に開發資材入手の企圖もあつて中共首め共産圏との交易を促進する動きを示す反面、タイ等には米國のインドシナ向軍事援助費の流用も伝えられる折柄、經濟面でも対米依存關係を強めるものと見られ、政治的な動向が遠からず經濟面にも反映して来るものと見られる。この間ゴム及び錫の如き戰略物資の相場は錫相場に多少の弱氣配を示したが、前月来休戦織込済と見られていた關係もあつて格別の変動を示すこ

となく推移した。

月中における國際協定の動きとしては前述の如きコロンボ會議參加諸國の東西貿易促進方針を反映して前月末のインド・ハンガリー貿易協定成立に引続き、インドネシアが対チエツコ通商協定の締結及び対ポーランド通商協定の更新を行つた。

従来から國際紛争を惹起していたインドス河流域の河水分配を巡るインド・パキスタン間の紛争が当月パークラ運河の一部竣工を機に現実的な政治問題化する氣配が見られた。

我國においてはインドネシアに対するオープン勘定債權累積を巡り遂に出超是正策として当月初より纖維、鉄鋼製品輸出に関し輸出權制度を実施するに至つたが、同國では金準備が法定限度を割るに至つたと伝えられる等インフレ氣配濃厚のため兩國間貿易は今後縮小を避けられないものと見られている。

(2) 韓國——米韓會談、日韓通商問題

李承晩大統領はアイゼンハワー米大統領の招請により二十五日訪米の途に上り、二十七日から数次にわたつて會談を行つたが、會談の終了した三十日両大統領は共同声明を發表「ジュネーブ會議が朝鮮問題の効果的解決に失敗した事實に鑑み、統一された民主的な獨立した韓國を樹立するという目的を達成するための手段を討議した」と述べ、さらにこの中で「兩國の軍事經濟專家は利益の共通な關係諸問題のより詳細な討議を続行する」ことを明らかにした。大統領の渡米に関し韓國の朝野において最も期待を寄せられているのは、米國の軍事經濟援助で、今後引續いて協議される事項も援助問題が中心であろうと推察されている。韓國側においては昨年明らかにされたタスカ報告による復興計劃では、初年度を五億ドルとし、向う三カ年に總額十億ドルの援助が予想されていたに拘らず、第一年度たる前會計年度は二億ドル程度に終つたことに不満が強く、しかもその援助が年度末に集中され物価に大きな影響を与えている事實に鑑み、援助費の大幅引上げ、援助方式の改善を望む聲が高まつている。因みに同政府筋の情報として伝えられるところによれば、李大統領は軍事援助を含む五カ年復興計劃により總額二、三〇三百万ドルの援助を要請した模様で、その内容はUNKRAのネイサ

ン報告書を基礎に検討したものとわれ、人口増加率を毎年二%とみて五年後の人口を二千四百三十万と推定し、五年後の消費水準を事変前の水準に引き上げるには、初年度八億三千万ドル、第二年度六億六千万ドル、第三年度四億四千万ドル、第四年度三億ドル、第五年度一億六千万ドルの外国援助を必要とするが、この外国援助によつて総生産高の需要量に対する比率は当初の六八・九%から五年後には九四・七%に増加し殆んど外国援助依存を脱却することができるとしている。

一方わが国との通商問題であるが、最近F O Aによる警察官服地、セメント等の入札に日本関係業者が最低であつたにも拘らずしめ出された事実が明らかとなり、また一時は決定とまでいわれた米穀二十万石の対日輸出が韓国側の国際価格を無視した高値要求から行悩みに陥り、さらに日本側の対韓貸越分の清算要求に対し韓国側は物資による清算ないし三角貿易決済を主張して譲らず、竹島の帰属問題、不法入国韓国人の送還問題等政治的な紛争も絡んで解決は愈々困難となりつつある。二十六日商工部が発表した「七月—十二月民間貿易計画」(輸出入計割各四一、四〇〇千ドル)によると、清算勘定地域との輸出入の均衡を期するため物資を輸入する場合には、その輸入しようとする地区に輸出して獲得した外国為替に限ると規定され、日本からの輸入は輸出額の範囲内で認めるといふこれまでの原則に変更はないことを明らかにしている。

さらに北鮮政府は十九日、平壤放送を通じ韓国に電力、肥料、鉄鋼等の物資を輸出する用意があることを呼びかけかなりの反響をまき起したが、二十日韓国政府はこれを反駁して、「北鮮に多量の物資があるというのは全くばかげたことで、北鮮の人々は飢餓に瀕しており、北鮮にある韓国向物資といえは砲弾と爆弾にすぎない」と発表した。

(3) 台湾——外人投資条例の制定、米国の援助額、上半期貿易状況

国府立法院は六日「外人投資条例」を可決したが、それによると台湾省内における外国人の外貨、現物あるいは技術による投資は、その投資される事業が国内で必要な生産事業であるかまたは輸出の見込がある場合、あるいはそれによつて重要工業公営事業の発展もしくは技術の改善に貢献すると認められる場合、経済部より審議委員会の審議を経て許可されることになつており、投下された元利金の

回収に関しては利益または利息については毎年投資額の一五%、元金については二年経過後から毎年一五%の範囲内で本国送金が認められ、行政院の承認がある場合にはこの比率を引き上げることとなつた。なお華僑の故国(台湾)投資に関してはすでに一昨年九月「華僑および香港、澳門在住者の台湾において生産事業を經營することを鼓舞奨励する弁法」が、ついで同年十月には「自弁外貨による輸入物資をもつて台湾において生産事業を經營する弁法」が公布されているが、その内容が不完全であつたばかりでなく制限、条件が嚴格に失し必ずしも所期の目的を達成できなかつたので、立法院では右外人投資条例の通過に際しこれが改正を要望する旨の附帯決議を行つており、經濟部は新たに「華僑回国投資弁法」の制定に着手した模様である。

一方台湾經濟の復興開発に至大の役割を果している米国の援助につき、二十一日省臨時議會において行政院米援運用委員會の報告したところによれば、一九五〇年七月以降去る六月末までに国府が米國から受けた援助は純軍事援助を除き三九六百万ドルに上つた。年度別では五一年度九八百万ドル、五二年度八一百万ドル、五三年度一〇五百万ドル、五四年度一一二百万ドルで、これを計劃項目別にみると消費物資二一七百万ドル、開發建設計劃八三百万ドル、技術援助一〇百万ドル、軍需協助八六百万ドルとなつている。右消費物資売却による見返資金は六月末現在で二、七四七百万元に達し、このうち中央財政の赤字補填に三三三百万元、省府財政補助に二五六百万元、軍需関係に入八六百万元、工業関係に六〇三百万元、農業関係に二四五百万元、その他一四七百万元の合計二、四六〇百万元が支出され、また開發建設計画の八三百万ドルは電力部門の二四百万ドルをはじめ肥料工業一六百万ドル、鉄道建設五百万ドル、道路建設四百万ドル、造紙工業四百万ドル、炭礦開発三百百万ドル、紡織工業二百百万ドル等に投ぜられた。

本年上半期の対外貿易は輸出五九百万ドル、輸入五五百万ドルで、四百百万ドルの出超となつたが、これを昨年上半年と比較すると輸出が五百百万ドルの伸長を示したのに対し輸入が一〇百万ドルの著増となつたため出超は大幅に減少している。品目別にみれば輸出では砂糖が四〇百万ドルで昨年同期より八%増、米は八百万ドルで一三九%の激増、これに茶の三百百万ドルを加えると輸出額の八五%に

達する。また輸入においては化学肥料が八百萬ドルで昨年同期比二二〇%の大幅増加となつたのはじめ、金屬製品の六百萬ドル、機械類の五百萬ドルといずれも増加となつた。

(4) 香港——上半期の貿易動向

香港における本年上半期の貿易額は輸入が一、六三六百萬香港ドル、輸出が一、一六三百萬香港ドル、合計二、八〇〇百萬香港ドルとなり、昨年同期に比較すれば輸入四九〇百萬香港ドル、輸出三八五百萬香港ドル、計八七五百萬香港ドルの縮減で、減少率は輸入二三・〇四%、輸出二四・八七%となつた。

このような貿易縮小の原因としては、中共が原産地直接買付の方針を採つたと、昨秋来外貨事情の悪化したインドネシア、タイ、フィリピン、日本等の諸國が輸入制限を実施もしくは強化したこと等が挙げられるが、この傾向はこれら諸國に対する輸出額の減退からも窺われる。すなわち主要國別の輸出実績を昨年同期と比較すると、まず中共は一八二百萬香港ドルで昨年より半減しているが依然として首位を占め、第二位のマライは一六三百萬香港ドルで昨年の八七%に、第三位に落ちたインドネシアは一五二百萬香港ドルで同じく六二%にいずれも激減を示し、昨年第四位にあつた日本は六〇%減の五四百萬香港ドルで第六位に落ち、代つて第四位に進出した英國は七九百萬香港ドルで二七%の増加、またタイは昨年同様第五位ながら四分の三に減少をみせた。他方輸入においては、中共からの輸入が三〇三百萬香港ドル(昨年同期の六三%)でトップにあり、英國の一九二百萬香港ドル(昨年同期の七三%)がこれにつき、日本からの輸入は一八八百萬香港ドルで六百萬香港ドルの微増となり第三位、またマライ西独からの輸入が激減したため第四位には米國(一四三百萬香港ドル)の進出がみられた。

この間において最も顕著な現象は地場製品の輸出が伸長を示しつつあることである。すなわち本年上半期における香港工業品の輸出は三四一百万香港ドルで輸出総額の二九%に当り、昨年同期に比し一〇百萬香港ドルの増加となつた。輸出品の主要なものには綿布一〇五百万香港ドル(昨年同期比一三三百万香港ドル増)、綿糸四〇百萬香港ドル(一二二百万香港ドル減)、綿衣料四〇百萬香港ドル(一百万香港ドル減)、その他靴、磁器鉄器等、市場としてはインドネシア向が一六百萬

香港ドル(一九百万香港ドル減)で最も多く三四%を占め、以下マライ三五百万香港ドル(二百万香港ドル減)、英國三二百万香港ドル(一六百万香港ドル増)、タイ二四百万香港ドル(六百万香港ドル減)の順となつてゐる。

(5) フィリピン——最近の米価問題

マグサイサイ大統領は十五日米の輸入について従来賦課されていた外國為替売却税を免除する命令に署名したが、政府は右の措置は大統領が米の輸入を促進する必要から採つたものではなく、米価のインフレ的傾向を抑えるに効果があるとして決定したもので、これによつて國家米麦会社(National Rice and Corn Corporation—NARIC)が米について買溜め及び思惑によつて惹起された人為的不足に対して適正価格で消費者に供給出来るようになるであろうと言明した。

フィリピンの米食人口は一五・三百万で米の需要は永年國家的問題であり、農務省の発表によれば一九三四年を除き戦前から米の自給自足は出来なかつたが、一九五三年には総生産高が三、一四四千メートルトン(七一・五百万カバン)に達し、消費需要量三、〇二二千メートルトンに対し一〇四・一%を示し遂に自給自足の域に達した。

かかる米穀事情であり乍ら最近米価が騰貴した事由を次の如く説明しているものもある。即ち、本年一月農業信用協同組合金融公庫(Agricultural Credit and Cooperative Financing Administration—ACCF A)が発表した政府の新米穀市場計画は、傘下協同組合の利用によつて米穀取引において仲介業者を排除し農民に有利な米価の維持をねらい、そのために前記組合に加入している農民は米を組合の倉庫に寄託すると同時に精米及び輸送費を控除したマニラにおける価格によりその米価の八〇%を受領し、残余の二〇%についてはそれ等が売却された後直に組合から支払われることとしたのであるが、フィリピンにある総計七、三〇〇の民間精米工場の大部分が華僑の所有であり、更に彼等が米の主要な集買人であるためこれ等を考慮しなかつた前記ACCF Aの計画は齟齬を来たし、更に本年米作見込に対して買溜め、思惑取引があるのほか中部ルソン地区の雨不足による減収予想も加つて最近の米の市場価格は一ガンタ(五・五ポンド)当

り五—二〇センチタボの騰貴を示し、〇・八〇ペソの過去の低価格から一・〇〇—一・一五ペソにまで上つたためこの連続的高騰がマニラにおける二〇万以上の失業者に不安の念を惹起せしめる等の影響を与えるに至つたと伝えられている。

一方A C C F A理事オスモンド・モンドネードは十二日現在組合に加入している六万の農民はその倉庫に米を五〇万カバン以上(約二二千メートルトン)保有しており、彼が報告から蒐集した限りでは真の米不足はなく、中部ルソンの雨不足も最悪の場合で収穫を数週間遅らせる程度に過ぎないと言明している。また一部では政府の思惑防止企図の動きとは別に十四日に至つて米価は一九五三年十二月末から発効した価格統制法に規定された価格内で落着きを見せており、ガンタ当り一・一五ペソで買付を行つてゐるのは病院、レストラン等の特殊の買付であるから、N A R I Cによる米の輸入も在庫不足が本場で地方の生産高が地方の需要量を賄うに不十分であることが判明するまで、停止すべきであらうと言つてゐる。

(6) マレー——シンガポールの最近のゴム事情

シンガポールのゴム輸出は本年一—六月中四五七、一九四トンに達したが、之は前年同期の四〇九、六三五トンを一・五%上廻るものであつた。最近のゴム市場は六月二十八日中共がインドネシアから一九五五年に一〇万トンのゴムを買付け更にその買付価格がシンガポール市価より三%海峽セント高であるとの未確認情報を入れて七月もの六七%海峽セント、八月もの六七%海峽セントと昨年七月九日以降の高値をつけ、更に六月末ポーランド船が中共向ゴム積出のためジャカルタに到着し、六千トンが同市場で調達されたとの報道もあつて七月三日には七一海峽セントと昨年五月以来再び七〇海峽セント台にのせた。

右の如く全般に市況が活潑であつたのは一般的買気のほか、高級ゴムにかたよつた買方に対して漸次低級ゴムにも買気がつきはじめており、その後のインドシナ休戦も相場にみるべき影響を及ぼさず基本的強さを示している。

強調の理由は米国の復興金融会社の観測によれば、米国における合成ゴム消費量は七月三八千トン、八月四四千トン、九月四八千トンと増加が見込まれることに對し、五月中の米国の総ゴム消費量一〇三、四〇二トン中に占める天然ゴムの割合は四九・四%で一、二月の四八・七%、三月四九・二%、四月四九・三%に

較べて高く、米国内の総ゴムに対する需要増を反映するものと見ている。更に一部ではゴムの米国向輸出は三月一七、三一七トン、四月一五、八四一トンと英国向の一六、六二九トン、一四、一一五トンを夫々凌いでおり従来とは逆の位置を占めるに至つた。これはゴム価格の上昇は米国におけるゴム消費増がその大きな理由となつてゐることの裏付を示すものであると見ている。

このほか米国が六月末に一部合成ゴムの価格を現行二二セントから二三セントに引上を發表し、これが来春の民間私下後の価格引上の可能性を強めたこと、更に十五日にインドネシアが東スマトラからシンガポール、マレー向のゴムの輸出禁止を發表したことも市場で強材料が支配的となつてゐる理由である。シンガポールが六月中インドネシアから輸入したゴムは一九、一七七トンで、うち一四、九四四トンがスマトラからのものである。

(7) インドネシア——日本の対イ輸出制限とインドネシア中央銀行の金・外貨減少

(4) 日本の対イ輸出制限措置とその後の事情
日伊貿易の不均衡調整策として去る二月以来日本側は種々輸入促進に努めてきたにも拘らずその後の収支尻は一向改善を見ず遂に六月末に日本側の対イ出超による累積債権が一六〇百万ドルに達したが、一方インドネシアは国際収支の悪化から対外支払準備が減少の一途を辿り現在は潜在的支払不能の段階に突入しつつあり、諸般の事情からその支払能力の増大は期待出来ないと見られるに至つたためと更にインドネシアが六月末及び七月一日に支払うべき一一・七百万ドルについて期日まで何等誠意を示さなかつたため、日本側は一日以降従来対イ輸出に約八〇%を占めていた織維製品及び約一〇%を占めていた鉄鋼製品の輸出契約の受付を停止し、次いで十日に至つて対イ輸出について織維及び鉄鋼製品はその輸出額と同額の輸入証明があるものに限りに認めざる等の輸出権制度を採ることを發表した。

この結果五三年中で三〇三百万ヤール、五八百万ドルを占めた綿布を首め織維製品的大幅の輸出減少が見込まれるに至つたが、之に對するインドネシア側の反響としては経済省が現在織維類のストックは数カ月の需要に見合うだけあり、更

にメキシコ、インド、中共、欧州その他への輸入先転換が可能であると樂觀的声明を発表したにも拘らず今後の外貨事情の好転の見込薄と更にひいては短時日の輸入先転換が困難であろうことは右イ国側の声明に拘らず推察されるのである。各地の織維相場は暴騰し、特にジャカルタでは一日以降晒綿布を中心として連日騰貴配を続け二〇〇三番晒がヤード当りFOB換算三〇セントの高値を示し今後輸入ものを中心として更に騰貴する模様である。

(ロ) インドネシア中央銀行の金及び外貨準備の減少問題

インドネシア財政省は十九日インドネシア中央銀行の金及び外貨準備がインドネシア銀行法第十六条に規定された二〇%に対して十四日には一九・九%と法定限度を割つたことを確認した。即ち同日インドネシア銀行帳尻によれば金貨及び金地金一、二五六、二〇六千ルピア、保有外貨二九八、二四七千ルピア合計一、五五四、四五三千ルピアに対し、流動債務は流通紙幣六、〇三九、四六一千ルピア、政府に対する当座勘定尻二、二五七千ルピアその他当座勘定尻一、七四八、四四四千ルピア、手形及び送金勘定四、九〇三千ルピアで合計七、七九五、〇六五千ルピアである。

中央銀行の金及び外貨準備率は五三年中頃までは約四〇%台を維持していたが、その後国際収支の悪化と財政の赤字とにより急激に減少傾向を辿り(二月月報参照)、本年に入つて終始法定限度たる二〇%を僅かに上廻る程度で推移して来たものである。金外貨準備率については、同銀行法によれば非常事態において法定限度を三カ月を越えないで割つても差支はないと規定され、更にこれが三カ月以上に亘るときには議会の承認を必要とするとして規定している。現地のペドマン紙は、金外貨準備率について、現在における法定限度の二〇%は単なる象徴と見られるに過ぎないと声明し通貨委員会は之を一五%に引下げざることを考慮中であるとも伝えている。又この問題に関し反対党は政府が外貨を浪費した事に対して新たな攻撃に出るものと予想されている。

(8) インド——貿易事情、貯蓄計画等

一、一九五三—五四年貿易実績と最近の貿易事情

インド政府統計局発表によると一九五三—五四年度(一九五三年四月—一九五

四年三月)の貿易は次表の如く依然として輸入超過乍らも、その輸入超過額はこれまでよりも大幅に減少しており、収支尻においては相当改善をみたことを示している。

(単位 百万ルピア)

	一九五二—		一九五三—	
	五二年度	五三年度	五三年度	五四年度
輸出	七、四二七	五、七八三	五、二五五	
輸入	九、五五四	六、六三二	五、七〇六	
差引	二、一二七	八四九	四五一	

然し乍ら全体の貿易額は漸次減退傾向を示しており、一九五三—五四年度においては一九五二—五三年度に比して一二%、一九五二—五三年度に比して三六%の減少となつてゐる。特に輸入は五、七〇六百万ルピアと前年度比一四%、前々年度比四一%の大幅縮小であり、輸出もそれに比しては少い乍らも五、二五五百万ルピアと九%及び三〇%の減少をみている。

輸入の減少は主として、食糧並びに綿花の国内生産の上昇による輸入量の縮小を反映したものであり、食糧輸入は一九五二—五三年度の二、二八〇百万ルピア、一九五二—五三年度の二、五三〇百万ルピアに対し、一九五三—五四年度は六四〇百万ルピアと急減し、又綿花の輸入も各一、三九〇百万ルピア、七七〇百万ルピアに対し五三〇百万ルピアに減少を示した。その他は、染料が相当な増加をみた他には大きな変化はなく、機械輸入は前々年度(一、二二〇百万ルピア)には及ばないものの前年度(八八〇百万ルピア)の水準を維持している。

他方輸出は、茶が一、〇二〇百万ルピアと前年度(二二〇百万ルピア)の五倍近く著増し、又綿製品輸出が昨年未頃より顕著な回復を示し、更にマンガン鉱、皮革も比較的好調をみたものの、その他は一般に減少しており、特に綿花、植物油、油料種子、タバコ、香料等の農産物輸出は、国内消費の増大(綿花)、生産の減少(落花生油)、需要の減少(その他のもの)等の理由から相当減退しており、又ジュート製品も極く最近にはかなり回復をみたが、年度全体では一、一四〇百万ルピアと昨年度の水準(一、二九〇百万ルピア)を下廻り、これ等が全輸出におけ

る減少の主要因となつている。

輸出における本年度の見透しは、茶、綿製品の輸出は前年度を若干上廻るものと予想され、ジュート製品の輸出も前年度より悪化することはないと見込まれるが、一般の農産物輸出は現在の国内消費、生産、世界的需給状況等の実情からみて依然低調の域を脱し切れないものとみられ、更に前年度比較的好調であつたマングン鉱はインドシナの停戦、米国の備蓄買付の停止等から既に減少を示しており、又鉄鉱石、石炭、雲母等の鉱物も安価なフィリッピン鉄鉱石の進出、国内鉄道運賃の割高等のため減少傾向にある等の事情から全体の輸出は左程大きな増加は期待されず、精々前年度を若干上廻る程度に止まるものと予想されている。従つて輸入は前年度に比して著増させることは困難であつて、インド政府発表の本年度下半年(七月—十二月)の輸入方針をみて、(1)最近の食糧増産の結果食糧輸入は更に縮小し得ること(2)貿易外収入を含めて前年度の国際収支尻が好転し、手持外貨が増加していること(三月末で七、五二八百万ルピー)等の事情を勘案して若干制限を緩和しているものの、上半期の輸入に比しては五〇程度の増加を期待しているに過ぎない。唯々この新輸入方針において特色とする点は、(1)一部の鉄鋼製品、或種の薬品、化学製品、タイプライター、農機具等の国内生産可能品三五品目の割当を減少していること(2)工業原料、工業機械等に対する割当を増加していることであつて、これによつてインド国内工業の保護育成に一段と努めていることが窺われる。

又最近インドの資本財輸入部面における西独の進出は著しく、同国の本年一月三月のインド向け資本財輸出高は七五・二百万マルクに達し、昨年同期の四三・八百万マルクに比して七一%の著増をみせている。これは同国の輸出価格が相当安価であり、且つ引渡し期日が早く、又引渡し後のサービスが行届いていること等によるものとみられ、近き将来には英国をしのぐ資本財輸出国となるものとみられている。

この他インドは六月二十四日ハンガリーとの間に貿易協定を締結したが、これによると一九五五年末までを有効期間とし、双方のうちどちらかが一九五五年十月一日までに廃棄の通告をしない限り期限後自動的に二カ年間延長されることと

なつてゐる。この協定によつてインドはハンガリーに茶、香料、タバコ、ジュート製品等を含む四八品目を輸出し、ハンガリーはインドに主として小工業生産品七二品目を輸出することとなつてゐる。現在既にインドはソ連、チェッコ、ユーゴ、ブルガリア、ルーマニア、ポーランド等の共産国と貿易協定を締結しており、今回のハンガリーとの協定によつて目下協議中の中共を除き大部分の共産国諸国と貿易協定の締結をみたこととなる。

一、小額貯蓄計画

経済開発五カ年計画に要する資金調達上の隘路打開のため国家計画公債を発行したことは五月々報に記載の通りであるが、五月末までに八〇五・六百万ルピーの応募があり、現在までの処では比較的順調な進捗状況を示している模様である。この計画は小額貯蓄を目標として、「インド貯蓄切手計画」を発表している。この計画によると郵便局から四アンナ、八アンナ、一ルピーの国家貯蓄切手を出し、購入者はこれを国家貯蓄カードに貼附し、その総額が五ルピー又は一〇ルピーとなつた時には、本人の希望により同額の国家計画証券(一〇カ年満期、年利四・五%)と引換えられるものである。投資の最高限度は個人一ルピー、家族共同二ルピーに制限されている。又同じく小額貯蓄計画として、「一五カ年々金証券」を新たに発行し、七月一日から売出された。この証券は額面三、五〇〇ルピーであつて、これを購入したものは、本人又はその家族に月二五ルピーの割で一五カ年間に返済(総額四、五〇〇ルピー)となり、年利約三・五四%するもので、所得税、特別税は免除される。投資の最高限度は個人二八千ルピー、家族共同五六千ルピーに制限されている。この様な計画によつてどの程度資金調達せられるかは、今後の動きをみないと解らないものの、できるだけ外国援助に頼らず、自己の資金で開発計画を達成せんとする強い意欲を示すものとして注目せられる処である。

一、米の制限の撤廃

インドは七月十日米の移動制限を撤廃し、既に行われている配給統制の廃止と共に一一年振に米の統制は全廃せられた。現在食糧で統制の残つてゐるものは小麦の移動制限のみであるが、これも小麦不足によるのではなく、政府手持の大

量の小麦が移動制限撤廃による価格下落によつて損害をこうむることを慮つてい
るからに止まつてゐる。因みに一九五三―五四年度の米の生産高は二七・一百万
トンと前年比四六万トンの増加である。

(9) パキスタン——本年下期輸入許可方針

パキスタン政府は、本月十日本年下期(七―十二月)の輸入許可方針を發表し
た。その主要点は次の通りである。

(一) 輸入許可品目は二七〇、新追加品目は中古衣料、食用油等九品目で、各品目
につき輸入先をドル地域、非ドル地域(日本を含む)協定国(フランス)別に指定
していること、

(二) 輸入ライセンスを輸入商のみならず、製造業者に直接交付することとし、中
小工業の場合は地方政府又は同業団体に交付することとしたこと、

(三) 輸入ライセンスの交付を受けうる輸入商は登録業者のみとし、取扱実績に応
じてライセンスが交付され、また特定品目についての輸入商を限定したこと、

(四) 工業原材料部品については、輸入ライセンスを製造業者のみに交付するか若
しくは製造業者に優先交付する輸入許可品目を設けたこと、

(五) パーター貿易、特別輸出振興措置による輸入はこれを適用外としたこと、

今回の輸入許可方針の特色は一般的に云つて上期より現実的であると同時に厳
格さを加えたとも見られること、工業用資材の輸入ライセンスを直接製造業者に
交付しうることにし、実需にマッチせしめたこと、パーター貿易特別輸出振興措
置に基く輸入を適用外とした如く、輸出先行方式をさらに強化したこと、東パキ
スタンに対する強行政策後の措置として同地における不足物資(衣類、食用油等)
の輸入を許可品目の中にとり入れたこと、等である。

本年一―三月の外貨受取高が農産物出荷期にも拘らず三九五・四百万ルピーと
前年同期に比して六九・九百万ルピーの減少を示してはいるが、厳格な輸入制限
の結果として三月末における同国の金、ドル及びポンド準備は一―三月間に一
七・三百万ルピーを増加し、三月末には七一九・六百万ルピー(二一七・三百万
弗)となつた。かかる推移はなお引続いてパキ政府の政策としてとられるであ
らうし、更に一方黄麻、綿花等輸主力の低調から、今後の外貨取得量は漸減する

であろうと見込まれるので、従つて輸入規模は縮小こそすれ拡大することはまず
見込まれない事情にある。斯かる輸入規模のうちにあつて、經濟開發工業化に要
する資本財の輸入優先方針のもとに、民生安定のために消費財輸入需要を充足せ
しめんとする今回の輸入許可方針の実施には種々の困難が伴うものと認められ
る。今回の輸入許可方針の決定が遅れて実施期に入り漸く發表され、またこれに
関連する輸入金額が發表されないことも斯かる困難の一端を表すものと認めら
れ、今春来アリ首相をはじめ商務相、財務相が言明したにも拘らず、統制を解除
せしめ乃至統制を円滑化せしめるが如き消費財の輸入増加は今期においてはまず
見込めないであろう。

(10) セイロン——世銀よりの初借款

セイロン政府ではかねてより同國經濟開發計画の一環としての電源開發用資金
の一部を世銀よりの借款に仰ぐべく折衝を重ねて来たが、六月中旬同國西南部ア
バーデー・ラカサバナ地区に於ける水力発電工事用資金の一部一、九一―万弗
(約九〇〇万セイロン・ルピー)につき世銀当局の承諾が得られるに到つたと伝え
られている。

セイロンの經濟開發についてはかねてより世銀が精密な調査を行つており膨大
な調査報告が發表されているが、本借款は同國における世銀借款としてはその嚆
矢をなすもので、今後も引続き同種の資金については世銀よりの借款実現の希望
が抱かれているが、一方本発電計画の完成後においては、従来同國內電力の大部
分を占めていた海外よりの輸入炭に依存する火力発電電力に比すれば遙かに低コ
ストの電力が新たに確保されるの他、將來において電力源の火力より水力への切替
え可能の時機に到ればそれだけ外貨の節減を齎しうるという利点もあるとされて
おり、更には本計画により直接の利益を受ける西南部地方は同國でも人口最も稠
密で(開發地域はコロンボの東方約五〇哩の地点附近)、且つ生産的企業も多くも
この方面に集中している等の事情を勘案すれば、その意義尠くないと謂われる。

因みに同國現有発電設備能力の合計は一五〇千キロワット程度と推定され(う
ち水力は近年逐次増強されて現在では約五〇千キロワット)、本計画に基く開發予
定発電能力の総量は一五〇千キロワット、右のうち第一期工事分として二五千キ

ロワットは既に開発され、今回その第二期分工事として向後四カ年間に同じく二五千キロワットの開発を行わんとするもの、右のための所要資金は約一五〇百万ルピーと算定され、前記世銀よりの借款約九〇百万ルピーは右のうち国内ルピー貨による支払分(右は政府において調達の手筈)を控除せる外貨所要資金相当分に対して行われることとなつたもので、借入条件の概要は左の通りである。

借入期間 二五箇年
 利率 年四・七五%(手数料一%を含む)
 償還開始 一九五九年一月

六、濠州——一九五三—五四年度貿易状況

ジャーナル・オブ・コマース紙によれば六月に終つた一九五三—五四年度の濠州貿易は輸出八三〇百万濠州ポンド(前年度実績八七一百万濠州ポンド)輸入六八〇百万濠州ポンド(同五一四百万濠州ポンド)差引出超一五〇百万濠州ポンド(同三五七百万濠州ポンド)と、輸出は羊毛売上上の減少(年度間売上三、八四七千俵三九〇百万濠州ポンド、前年度間三、八八九千俵四〇五百万濠州ポンド)に小麦その他農産物輸出の停滞傾向もあつて前年度比僅かながら減少を示した反面、輸入は前年十月及び本年四月の両度に互る輸入制限緩和に国内経済活動水準の上昇も加つて前年度を一六六百万濠州ポンド上廻つたため、出超額は二〇〇百万濠州ポンドを越す激減を見たものの、依然輸出超過を続け、順調な経過を示している。

右貿易実績の国別内訳は未だ明かでないが、昨年七月来本年三月末迄の実績によれば通貨地域別内訳は次の通りで(単位百万濠州ポンド)

	輸 出	輸 入	差 引
ポンド地域	三二九・三	三二一・六	七・七
ドル地域	五三・九	六六・三	一二・四
その他地域	二六四・七	一〇三・九	一六〇・七
計	六四七・九	四九一・九	一五六・〇
前年同期	六三九・五	三八三・五	二五六・〇

輸出が略々前年同期並であるのに対し輸入が約一億濠州ポンドの増加を示したため出超額がそれ丈減少しているが、その大部分が非弗非磅地域との間で発生している。このことは輸入制限緩和の恩恵が大部分ポンド地域(輸入額の前年同期比増加額九九・九百万濠州ポンド)就中英国(輸入額二三九・三百万濠州ポンド、前年同期比増加八三・七百万濠州ポンド)に集中したことに原因している。而してかかる事実濠州の重要輸出品たる羊毛及び食糧品については英国の需要がその輸出の約三分の一を占めるとは言え残余は広く世界の工業国をその市場としているのに対し、工業製品の輸入の大部分を英国に依存せんとする同国貿易政策を端的に表したものと云えよう。しかも羊毛国際市況は比較的好調を続けているのに反し、頃米小麦その他農産物の市況は頓に軟化しつつあり、英国はその輸入に際し小麦協定その他の国際協定又は国家間長期買付契約等を排し自由市場からの購入を得策とする傾向を示し、濠州としては英国を恒久的な市場となし得なくなりつつある関係上、輸出振興のためには英国以外に販路開拓の必要が痛感される状況にあるものの、これら諸国においては現在においても甚しく片貿易となつており、その是正を前提とする外なく、今後の農産物市況の動向如何では英連邦特惠関税制度が同国輸出を制約する惧れなしとしない点が注目される。

なお同年度の財政は、予算においては収支均衡が予定されていたところ、税収の好調から歳入が予算を三四百万濠州ポンド上廻つた反面、歳出は国防費支出の遅延もあつて二二百万濠州ポンドの減少を見たため、結局五六百万濠州ポンドの黒字となつた。同国蔵相はこれを財政の健全性を示すと共に同国経済が完全雇傭に近い高度の生産水準を保持しながら価格は安定を維持して終始順調な歩みを続けたことを反映したものとし、一九五四—五五年度においては財政の均衡を保ちつつ減税の公約を果し得るであろう(なお前年度においても既に税法上一一八百万濠州ポンドの減税実施済)と説明している。